

# 保健事業実施計画書

## (第3期 データヘルス計画書)

### 第4期 特定健康診査等実施計画

京都府衣料国民健康保険組合



## 目 次

### 第1章 基本的事項

1. データヘルス計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. データヘルス計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. データヘルス計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
4. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

### 第2章 京都府衣料国民健康組合の現状

1. 基本情報（被保険者の状況）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 前期計画に係る考察・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
  - (1) 特定健診受診率向上対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
  - (2) 特定保健指導実施率向上対策事業・・・・・・・・・・・・ 5
  - (3) 肺がん検診・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
  - (4) 郵送がん検診等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
  - (5) インフルエンザ予防接種助成金・・・・・・・・・・・・・・ 8
  - (6) 後発医薬品使用促進通知事業・・・・・・・・・・・・・・ 9
  - (7) ヘルスケアポイントの付与事業・・・・・・・・・・・・・・ 9
  - (8) 歯周病対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
  - (9) その他の事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

### 第 3 章 健康・医療情報の分析

1. 健診の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
2. 医療費の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

### 第 4 章 健康課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

### 第 5 章 データヘルス計画（保健事業全体）の目的・目標

1. 全体の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
2. 全体目的を達成するための小目的・・・・・・・・・・・・・・ 29

### 第 6 章 第 4 期特定健康診査等実施計画

1. 目標値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
2. 特定健康診査等の対象者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
3. 実施方法（基本事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
4. 委託契約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
5. 特定健康診査受診券・特定保健指導利用券・・・・・・・・・・ 32
6. 代行機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
7. 年間スケジュール等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

## 第 7 章 個別保健事業計画

- (1) 特定健診受診率・特定保健指導実施率向上対策 . . . . . 34
- (2) 疾病予防事業 . . . . . 35
- (3) 健康づくりにかかる取り組み . . . . . 36
- (4) 禁煙外来にかかる費用助成 . . . . . 36
- (5) 後発医薬品使用促進事業 . . . . . 37
- (6) 医療費通知 . . . . . 37
- (7) ヘルスケアポイント . . . . . 37

## 第 8 章 計画の評価・見直し . . . . . 38

## 第 9 章 計画の公表・周知 . . . . . 38

## 第 10 章 事業運営における留意事項 . . . . . 38

## 第 11 章 個人情報の取り扱い . . . . . 38

## 第 12 章 その他、留意事項 . . . . . 39

## 第1章 基本的事項

### 1. データヘルス計画策定の背景

我が国では、生活水準や保健・医療の進歩等により、平均寿命が伸びています。しかしながら、急速に高齢化が進む中、生活習慣病等が増加しており、医療費や介護給付費等の社会保障費の増大が懸念されています。

近年、特定健康診査(以下、「特定健診」という。）・特定保健指導の実施(義務化)や診療報酬明細書(以下、「レセプト」という。)の電子化の進展、国保データベースシステム(以下、「KDB システム」という。)等の整備により、保険者が健康や医療に関する情報を活用して被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤の整備が進められています。

こうした中、「日本再興戦略(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)」においては、『すべての健康保険組合に対し、特定健診やレセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として、「保健事業実施計画(以下、「データヘルス計画」という。)」の作成・公表、事業実施、評価等の取り組みを求めるとともに、市町村国保が同様の取り組みを行うことを推奨する。』とされ、保険者はレセプト等を活用した保健事業を推進することとされました。

これまでも、保険者においては健康情報や統計資料等を活用することにより、「特定健康診査等実施計画」の策定や見直し、その他の保健事業を実施してきたところであるが、今後はさらなる被保険者の健康保持増進に努めるため、保有しているデータを蓄積・活用しながら、被保険者をリスク別に分けてターゲットを絞った保健事業の展開や、ポピュレーションアプローチから重症化予防まで網羅的に保健事業を進めていくことが求められています。

こうした背景を踏まえ、国は、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 82 条第 4 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針(平成 16 年厚生労働省告示第 307 号。以下、「保健事業実施指針」という。)の一部を改正し、保険者は健康・医療情報を活用して PDCA サイクル(「Plan(計画) → Do(実行) → Check(評価) → Act(改善)」の繰り返し)に沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るためのデータヘルス計画を策定したうえで、保健事業の実施・評価を行うよう指導しています。

京都府衣料国民健康保険組合(以下、「当組合」という。)では、生活習慣病の発症予防や重症化予防をはじめとする被保険者の健康保持・増進を図ることを目的に、平成 30 年 4 月にデータヘルス計画を策定し、保健事業の実施および評価を行っています。

第3期データヘルス計画の計画期間は、令和 11 年度までであり、データヘルス計画の評価・見直しの時期となることから、データヘルス計画を改訂し、引き続き被保険者の健康保持増進を図る保健事業の実施・評価、改善を行っていきます。

## 2. データヘルス計画策定の目的

本計画は、当組合の保有する特定健診等の結果やレセプト等の情報を活用・分析し、健康課題を明確にしたうえで、被保険者の疾病予防、健康の保持増進などのより一層の成果向上を目的として策定する計画となります。

## 3. データヘルス計画の位置づけ

本計画は、保健事業実施指針に基づき、当組合の保健事業活動を総合的に進めていく基礎的な指針と位置づけ、その他関連する計画・ガイドラインに示された基本方針を踏まえるとともに、その評価指標を用いるなど、それぞれの計画との整合性を図るものとします。

なお、「特定健康診査等実施計画」は保健事業の中核をなす特定健康診査・特定保健指導の具体的な実施方法を定めるものであることから、今後、データヘルス計画と相互に連帯して策定することとします。

## 4. 計画期間

本計画の期間については、関係する計画との整合性を図るため、保健事業実施指針第4の5「計画期間、他の計画との関係等」において、『特定健康診査等実施計画や健康増進計画との整合性を踏まえ、複数年とすること』とされていることから、医療費適正化計画等が6年一期に見直されたことを踏まえ、計画期間は2024年度(令和6年度)から2029年度(令和11年度)までの期間とします。また、2024年度(令和6年度)から2026年度(令和8年度)を前期、2027年度(令和9年度)から2029年度(令和11年度)を後期に区分けし、前期終了時に中間報告を実施することとします。

なお、今後の国の法改正や指針の見直し、社会情勢等の変化、計画目標の達成状況を考慮し、必要にあわせて計画の見直しを行うものとします。

## 第2章 京都府衣料国民健康保険組合の現状

京都府衣料国民健康保険組合は、京都府内で衣料品の販売、仕立、加工等に従事する人が組織した協同組合、その他同業団体に所属する組合員とその家族および従業員の医療費の支払いや保健事業を行うことを目的とし、昭和33年10月に設立認可され、事業開始いたしました。

### 1. 基本情報(被保険者の状況)

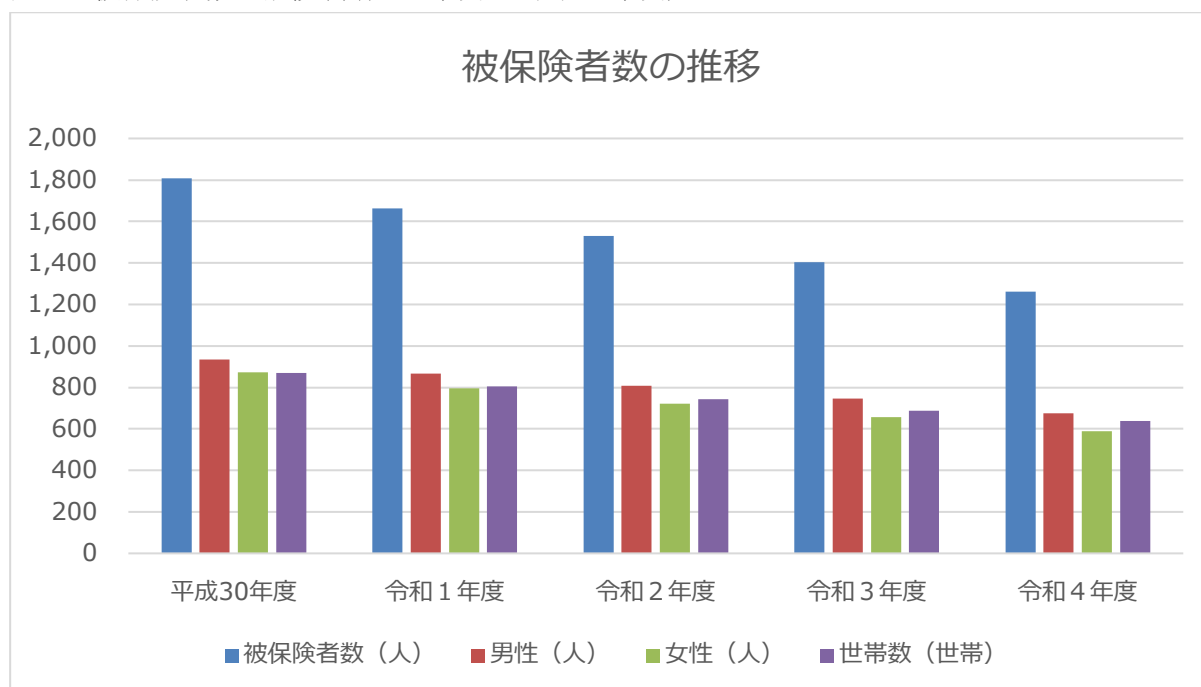
被保険者は年々減少傾向にあり、令和5年3月末時点での被保険者数は1,263人、世帯数は637世帯、事業所数は459事業所となっています。

被保険者の性別構成では、男性が674人(53.4%)、女性が589人(46.6%)と、男性の加入者数が若干多く、平均年齢は49.6歳(男性:49.5歳、女性:49.8歳)となっています。

表 1 被保険者数の推移(平成30年度 - 令和4年度)

|        | 被保険者数  | 男性   | 女性   | 世帯数   |
|--------|--------|------|------|-------|
| 平成30年度 | 1,808人 | 934人 | 874人 | 871世帯 |
| 令和1年度  | 1,664人 | 867人 | 797人 | 804世帯 |
| 令和2年度  | 1,531人 | 809人 | 722人 | 744世帯 |
| 令和3年度  | 1,403人 | 745人 | 658人 | 689世帯 |
| 令和4年度  | 1,263人 | 674人 | 589人 | 637世帯 |

図 1 被保険者数の推移(平成30年度 - 令和4年度)



資料：基幹システム「被保険者管理情報集計」

## 2. 前期計画に係る考察

前期計画では、生活習慣病の発症・重症化の予防及び早期発見・早期治療により被保険者の健康増進を目的とし、被保険者の健康意識の向上と特定健康診査受診率・特定保健指導実施率向上を目指し、以下の個別保健事業を実施してきた。

### (1)【特定健診受診率向上対策事業】

事業目的:メタボリックシンドロームや予備群を減少させ生活習慣病を予防するために、特定健康診査の受診率向上をはかる。

事業内容:40 歳から 74 歳の被保険者に対して受診勧奨(アンケート付きはがき・電話)を行う。健診内容は、特定健診・人間ドック・ミニドック・脳ドック等とし受診環境の整備を行う。

| 評価項目    | 評価指標                                                                                                                                                                                                                                    |     | ベースライン                                                                                                                                                                  | 経年変化  |      |      |      |      |      | 総合評価※ |  |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------|------|------|------|------|-------|--|
|         |                                                                                                                                                                                                                                         |     | H29年度                                                                                                                                                                   | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |       |  |
| カムアウト   | 特定健康診査受診率(%)                                                                                                                                                                                                                            | 目標値 | —                                                                                                                                                                       | 70    | 70   | 70   | 70   | 70   | 70   | B     |  |
|         |                                                                                                                                                                                                                                         | 実績  | 74.1                                                                                                                                                                    | 72.6  | 71.9 | 69.0 | 67.5 | 65.9 | 実施中  |       |  |
| プットアウト  | 受診勧奨                                                                                                                                                                                                                                    | 実績  | 実施                                                                                                                                                                      | 実施    | 実施   | 実施   | 実施   | 実施   | 実施   |       |  |
| プロセス    | 担当職員が未受診者リスト及び対象者の情報(健診データ・受診歴等)を準備する。                                                                                                                                                                                                  |     | ・R3 年度までは予定通りの実施体制を確保できたが、R4 年度から保健師が変更となったこと、職員数が減少したことに伴い電話による受診勧奨の準備が整わなかった。<br><br>・健診種別は毎年度、予定通り設定できた。<br>・文書や電話等により、複数回受診勧奨を行っているが、アウトプットについては、正確に把握しきれていない状況である。 |       |      |      |      |      |      |       |  |
| ストラクチャー | 受診勧奨は事務職 2 名、委託保健師 1 名で実施する。<br>関係団体と連携を図る。<br>健診の種別は特定健診・半日人間ドック・ミニ人間ドック・脳ドックを設定する。                                                                                                                                                    |     |                                                                                                                                                                         |       |      |      |      |      |      |       |  |
| 事業全体の評価 | ・R1 年度までは、目標値を超えていたが、R2 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、健診の受診控えにより受診率は減少し 70%の目標に届かなかった。<br>・R3 年度以降もコロナ禍であったが受診勧奨を継続して実施したが、R4 年度は実施体制が変更となり電話による受診勧奨ができず、受診率はさらに減少した。このことから、受診率を 70%維持するためには、はがきのみではなく電話による受診勧奨が効果的であると考え、受診勧奨の体制整備が必要であると思われる。 |     |                                                                                                                                                                         |       |      |      |      |      |      |       |  |
| 今後の方向性  | ・受診勧奨の方法及び実施体制の確保(専門職による架電)について検討しながら実施していく。                                                                                                                                                                                            |     |                                                                                                                                                                         |       |      |      |      |      |      |       |  |
|         | (継続等について)<br>このまま継続    多少の見直し必要    ・ 大幅な見直し必要    ・ 継続要検討                                                                                                                                                                                |     |                                                                                                                                                                         |       |      |      |      |      |      |       |  |

※総合評価: A うまくいった(目標を達成)  
 B ある程度うまくいった(目標は達成できなかったが、目標に近い成果あり)  
 C あまりうまくいかなかった(目標は達成できなかったが、ある程度の効果あり)  
 D まったくうまくいかなかった(効果があるとは言えない)



【(2)特定保健指導実施率向上対策事業】

事業目的:特定健診の結果から該当者を選定し、階層化に伴う保健指導を実施する。

事業内容:対象者にパンフレットの送付、情報提供の充実、強化、利用環境の改善。

| 評価項目        | 評価指標                                                                                                                                                                                                    |        | ベースライン                                                                        | 経年変化  |      |      |      |      |      | 総合評価※ |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------|-------|------|------|------|------|------|-------|
|             |                                                                                                                                                                                                         |        | H29年度                                                                         | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |       |
| カムアウト       | 特定保健指導実施率(%)                                                                                                                                                                                            | 目標値(%) | —                                                                             | 20    | 22   | 24   | 26   | 28   | 30   | C     |
|             |                                                                                                                                                                                                         | 実績(%)  | 28.9                                                                          | 41.1  | 31.8 | 18.4 | 13.5 | 14.9 | 実施中  |       |
| プットアウト      | 利用勧奨者数(率)                                                                                                                                                                                               | 未設定    | 実施                                                                            | 実施    | 実施   | 実施   | 実施   | 未実施  | 未実施  |       |
| プロセス        | 職員が保健指導対象者を抽出して、案内と利用券を用意して送付する。                                                                                                                                                                        |        | ・R3年度までは予定通りの実施体制を確保できたが、R4年度から保健師が変更となったこと、職員数が減少したことに伴い電話による利用勧奨の準備が整わなかった。 |       |      |      |      |      |      |       |
| チャートストラクチャー | 特定保健指導の利用勧奨は委託の保健師1名で実施する。                                                                                                                                                                              |        |                                                                               |       |      |      |      |      |      |       |
| 事業全体の評価     | ・忙しい人や病院での指導を嫌がる人が多いので、本人の希望場所に訪問し、指導を行うことができる京都府栄養士会を勧めたりして、指導を受ける人が増えた。しかし、コロナ禍になり訪問指導ができなくなり、代わりにリモートでの指導を始めたが、リモート(ズーム)の仕方がわからないとのことで、栄養士会の利用者が減り、ここ数年は実施率が下がった。                                    |        |                                                                               |       |      |      |      |      |      |       |
| 今後の方向性      | ・今後、栄養士会の訪問指導がコロナ前のように可能になってくれば、もう少し指導を受けてくれる人が増えていくのではと考えている。毎年、指導対象になる人が固定化しているが、指導を受けていない人には何かしらのペナルティ等がない限り変わることはないと考えている。健診をした医療機関も対象者に積極的にフォローしてくれればと思う。<br>そのような人への勧奨の仕方、継続した支援についてどうすべきかが課題である。 |        |                                                                               |       |      |      |      |      |      |       |
|             | (継続等について)<br>このまま継続 ・ 多少の見直し必要 ・ 大幅な見直し必要 ・ 継続要検討                                                                                                                                                       |        |                                                                               |       |      |      |      |      |      |       |

※総合評価: A うまくいった(目標を達成)  
B ある程度うまくいった(目標は達成できなかったが、目標に近い成果あり)  
C あまりうまくいかなかった(目標は達成できなかったが、ある程度の効果あり)  
D まったくうまくいかなかった(効果があるとは言えない)

### (3)【肺がん検診】

事業目的:40歳～74歳の被保険者の健康意識の向上、肺がんの早期発見を目的に8月1日を「肺<sup>ハゲ</sup>の日」とし  
8月を肺がん予防月間とする。

事業内容:肺がん予防の健康教室へリカルCT搭載車による肺がん検診を実施。

| 評価項目    | 評価指標                                                                                                                                                                        |        | ベースライン | 経年変化  |      |      |      |      |      | 総合評価※ |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|-------|------|------|------|------|------|-------|
|         |                                                                                                                                                                             |        | H29年度  | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |       |
| アウトプット  | 検診受診者数                                                                                                                                                                      | 実績(人)  | 31     | 31    | 26   | 31   | 32   | 31   | 27   | B     |
|         | 受診率                                                                                                                                                                         | 受診率(%) | 2      | 2.2   | 2.1  | 2.7  | 3    | 3.2  | 3.1  |       |
|         | 教室実施回数                                                                                                                                                                      | 回数(回)  | 1      | 1     | 1    | 0    | 0    | 0    | 1    |       |
| 事業全体の評価 | 教室は大和健診センターに委託にて実施した。<br>7月に案内を送付し、検診当日の受付は職員が行い、その後は全て大和健診センターの職員が検診車までの誘導等の役割分担も予定通り行えた。<br>検診後に、大和健診センターの医師、技師による健康教室を当組合の会議室にて行った。<br>受診率は微増しているが、受診者がなかなか増えないことが課題である。 |        |        |       |      |      |      |      |      |       |
| 今後の方向性  | 特定健診を受けた人の問診票で喫煙者に勧奨してみる等、広報の仕方を変えてみる。                                                                                                                                      |        |        |       |      |      |      |      |      |       |
|         | (継続等について)<br>このまま継続 ・ 多少の見直し必要 ・ 大幅な見直し必要 ・ 継続要検討                                                                                                                           |        |        |       |      |      |      |      |      |       |

※総合評価: A うまくいった(目標を達成)  
B ある程度うまくいった(目標は達成できなかったが、目標に近い成果あり)  
C あまりうまくいかなかった(目標は達成できなかったが、ある程度の効果あり)  
D まったくうまくいかなかった(効果があるとは言えない)

(4)【郵送がん検診等】

事業目的:被保険者の疾病予防(早期発見、重症化予防)を目的に郵送によるがん検診を実施。

事業内容:自己採取により、検体を業者に送付。

| 評価項目    | 評価指標                                                                                                                                                          |        | ベースライン     | 経年変化  |      |      |      |      |      | 総合評価※ |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|------------|-------|------|------|------|------|------|-------|
|         |                                                                                                                                                               |        | H29年度      | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |       |
| アウトプット  | 子宮頸がん                                                                                                                                                         | 実績(人)  | 37         | 51    | 36   | 45   | 30   | 27   | 30   | B     |
|         |                                                                                                                                                               | 受診率(%) | 4.2        | 6.4   | 5.1  | 6.9  | 5.1  | 5.1  | 5.9  |       |
|         | 肺がん                                                                                                                                                           | 実績(人)  | 83         | 124   | 99   | 100  | 62   | 49   | 62   |       |
|         |                                                                                                                                                               | 受診率(%) | 5.0        | 8.2   | 7.5  | 7.9  | 5.3  | 4.7  | 6.7  |       |
|         | 消化器                                                                                                                                                           | 実績(人)  | 114        | 162   | 123  | 132  | 88   | 72   | 91   |       |
|         |                                                                                                                                                               | 受診率(%) | 6.9        | 10.8  | 9.0  | 10.5 | 7.6  | 6.9  | 9.8  |       |
|         | 胃がん                                                                                                                                                           | 実績(人)  | 103        | 143   | 108  | 108  | 73   | 64   | 74   |       |
|         |                                                                                                                                                               | 受診率(%) | 6.2        | 9.5   | 7.9  | 8.6  | 6.3  | 6.1  | 8.0  |       |
|         | 前立腺がん                                                                                                                                                         | 実績(人)  | 58         | 84    | 61   | 66   | 45   | 36   | 40   |       |
|         |                                                                                                                                                               | 受診率(%) | 6.8        | 10.8  | 8.5  | 10.1 | 7.4  | 6.5  | 8.1  |       |
| プロセス    | 申し込みのあった被保険者に検査キットを業者より送付する。<br>業者によるチラシ作成、組合から郵送する。                                                                                                          |        | 予定通り実施できた。 |       |      |      |      |      |      |       |
| ストラクチャー | 業者委託にて行う。<br>委託業者と連携を図る。<br>予算を確保する。                                                                                                                          |        |            |       |      |      |      |      |      |       |
| 事業全体の評価 | ・受診申込者数が減少した年は委託業者とともに、例年受診されていたが申し込みの無い者に受診者勧奨(はがき)を行った結果、増加した。<br>・受検者は通院歴のある人が多く、若い被保険者が少ないことが課題である。検査への意識が低い人は受検されない。<br>・血液を採取する検査より、簡易にできる大腸がん検診の利用が多い。 |        |            |       |      |      |      |      |      |       |
| 今後の方向性  | 人間ドックは 40 才からしか受けられないが、このがん検診は 30 才から受検可能で、検診、通院等の機会の少ない若い世代に周知、勧奨したい。                                                                                        |        |            |       |      |      |      |      |      |       |
|         | (継続等について)<br>このまま継続 ・ 多少の見直し必要 ・ 大幅な見直し必要 ・ 継続要検討                                                                                                             |        |            |       |      |      |      |      |      |       |

※総合評価: A うまくいった(目標を達成)  
B ある程度うまくいった(目標は達成できなかったが、目標に近い成果あり)  
C あまりうまくいかなかった(目標は達成できなかったが、ある程度の効果あり)  
D まったくうまくいかなかった(効果があるとは言えない)

(5)【インフルエンザ予防接種助成金】

事業目的:被保険者の疾病の重症化予防を目的に、インフルエンザ予防接種を勧める。

事業内容:インフルエンザ予防接種をうけた0才～64 才の被保険者の申請により、接種費用の助成を行う。

| 評価項目    | 評価指標                                                                                                                                                                                                                                                 | ベースライン | 経年変化   |       |       |       |       |       | 総合評価※ |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|         |                                                                                                                                                                                                                                                      | H29年度  | H30 年度 | R1 年度 | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 |       |
| プットアウト  | 件数                                                                                                                                                                                                                                                   | 206    | 149    | 210   | 234   | 139   | 137   | 119   | A     |
|         | 助成金申請率                                                                                                                                                                                                                                               | 15.3   | 12.1   | 18.4  | 22.7  | 14.6  | 15.2  | 13.6  |       |
| 事業全体の評価 | <div>・予定通り毎年、9月に助成金の申請書を送付できた。</div> <div>・10月から翌年1月末までの間に接種された分(2 月末までに申請分)について、1人につき 2,000 円上限として助成した。</div> <div>・R2 年度は新型コロナウイルス感染症の流行の影響もあり、接種率が高くなったと思われる。</div> <div>・インフルエンザに罹患時の重症化予防を目的に実施しているが、予防接種の効果検証は困難である。今後も接種率にて評価していくこととする。</div> |        |        |       |       |       |       |       |       |
| 今後の方向性  | <div>(継続等について)</div> <div><div>このまま継続</div> ・ 多少の見直し必要    ・ 大幅な見直し必要    ・ 継続要検討</div>                                                                                                                                                                |        |        |       |       |       |       |       |       |

※総合評価: A うまくいった(目標を達成)  
 B ある程度うまくいった(目標は達成できなかったが、目標に近い成果あり)  
 C あまりうまくいかなかった(目標は達成できなかったが、ある程度の効果あり)  
 D まったくうまくいかなかった(効果があるとは言えない)

(6)【後発医薬品使用促進通知事業】

事業目的:ジェネリック医薬品の使用促進により、薬剤費の軽減を目的とする。

事業内容:ジェネリック医薬品に切り替えた場合の薬代の軽減、自己負担額の軽減を通知する。

| 評価項目              | 評価指標                                                                                                           |     | 経年変化                  |       |       |       |       |       | 総合評価<br>※ |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-----------|
|                   |                                                                                                                |     | H30 年度                | R1 年度 | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 |           |
| アウトカム             | 普及率(%)                                                                                                         | 目標値 | —                     | —     | —     | —     | —     | 80    | B         |
|                   |                                                                                                                | 実績  | 67.92                 | 71.93 | 74.34 | 75.5  | 75.05 | 実施中   |           |
| アウトプット            | 通知件数(件)                                                                                                        | 実績  | 376                   | 298   | 257   | 198   | 114   | 実施中   |           |
|                   | 通知率(%)                                                                                                         | 実績  | 100                   | 100   | 100   | 100   | 100   | 実施中   |           |
| プロセス及びストラクチャー     | 年４回通知を行う。<br>国保連合会に委託して実施する。                                                                                   |     | 国保連合会に委託し、予定通り通知ができた。 |       |       |       |       |       |           |
| 今後の方向性<br>事業全体の評価 | ・H30 年度に比較すると普及率は 67.92%から R4 年度 75.05%と増加し、効果がみられた。<br>・R2 年度以降は約 75%であり、横ばいで推移しているため、今後さらに普及率向上していくことが課題である。 |     |                       |       |       |       |       |       |           |

※総合評価: A うまくいった(目標を達成)  
 B ある程度うまくいった(目標は達成できなかったが、目標に近い成果あり)  
 C あまりうまくいかなかった(目標は達成できなかったが、ある程度の効果あり)  
 D まったくうまくいかなかった(効果があるとは言えない)

(7)【ヘルスケアポイントの付与事業】

事業目的:被保険者が自らの健康保持、増進、疾病予防に努めて行動(セルフケア)を奨励する。

事業内容:特定健診、保健指導、ミニドック、がん検診を利用した被保険者にポイントを付与し、ポイントに応じた健康グッズと交換。

| 評価項目   | 評価指標  | 経年変化   |       |       |       |       |       |
|--------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
|        |       | H30 年度 | R1 年度 | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 |
| プットアウト | 対象者数  | 744    | 642   | 656   | 595   | 595   | 実施中   |
|        | ポイント数 | 909    | 814   | 732   | 668   | 567   | 実施中   |

- ・被保険者自ら健康に意識して、毎年ポイントを受けている人は固定化している。
- ・利用する人が増加するよう広報に努める。

#### (8)【歯周病対策事業】

事業目的: 歯は健康の入口といわれ、生活習慣病と密接に関係があることから歯周病予防対策を勧める。

事業内容: 業者に委託して問診票、キット他送付。30 日間の「お口のケア」にチャレンジし、アンケートに回答。

実施年度: 平成 30 年度

| 利用者数 |       | 851 |
|------|-------|-----|
| 結果   | 良好者   | 309 |
|      | 注意者   | 113 |
|      | 受療勧奨者 | 314 |
|      | 受療中   | 115 |

・30 日間の歯磨きした口腔の様子を記録し、アンケートの回答結果からみて歯科検診お勧めの文書を送付し、受診勧奨をした。

・今後の方向性として、近年は実施していないが、国の勧める事業でもあることから、また、行いたい事業である。

#### (9)【その他の事業】

##### ①人間ドック(人)

|        | 30 年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 |
|--------|-------|-----|-----|-----|-----|
| ドック    | 189   | 181 | 144 | 156 | 140 |
| ミニドック  | 17    | 18  | 18  | 20  | 16  |
| 脳ドック併用 | 63    | 45  | 46  | 24  | 42  |
| 脳ドック単独 | 3     | 0   | 0   | 1   | 3   |

##### ②医療費通知

|      | 30 年度 | 元年度   | 2年度   | 3年度   | 4年度   |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 通知件数 | 5,257 | 5,075 | 4,538 | 4,291 | 4,014 |

##### ④子宮頸がん予防接種助成

10 才～49 才までの被保険者、接種費用 45,000～60,000 円(3回接種)半額補助を実施した。

##### ④禁煙サポート事業

20 才以上の被保険者、禁煙外来費用の助成、禁煙外来5回が終了した自己負担額相当分の補助を実施した。

##### ⑤带状疱疹予防接種助成(5年度からの新規事業)

50 才以上の被保険者、1回型、約 8,000 円、2回型約 20,000 円×2(2 回終了のみ)  
どちらも半額補助を実施した。

### 第3章 健康・医療情報の分析

#### 1 健診の状況

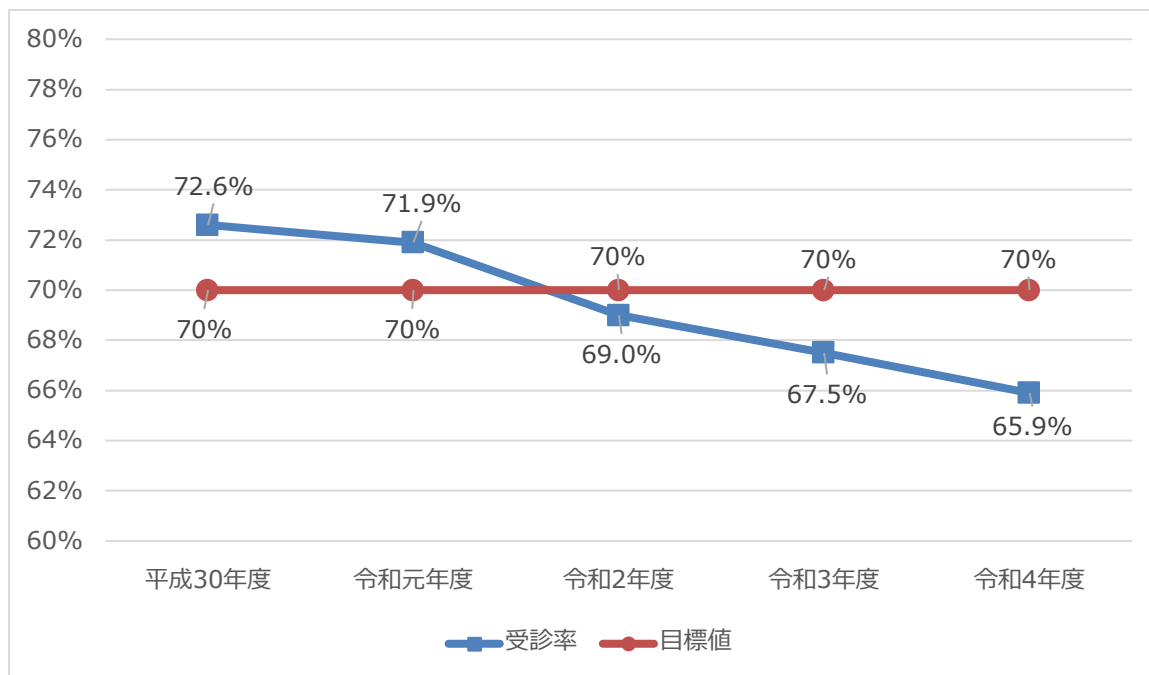
##### (1) 健診受診率の推移

特定健診受診率は、令和元年度までは、目標値の70%を維持できていたが、コロナ禍以降は年々減少が続いており、令和4年度では65.9%となっている。

表2 特定健診実施状況(法定報告)の推移(平成30年度 - 令和4年度)

|        | 対象者数   | 受診者数 | 受診率   | 目標値 |
|--------|--------|------|-------|-----|
| 平成30年度 | 1,272人 | 924人 | 72.6% | 70% |
| 令和元年度  | 1,177人 | 846人 | 71.9% | 70% |
| 令和2年度  | 1,114人 | 769人 | 69.0% | 70% |
| 令和3年度  | 1,013人 | 684人 | 67.5% | 70% |
| 令和4年度  | 919人   | 606人 | 65.9% | 70% |

図2 特定健診実施状況(法定報告)の推移(平成30年度 - 令和4年度)



資料:特定健診等データ管理システム「特定健診・特定保健指導実施結果総括表」

## (2) 特定保健指導の実施状況

特定保健指導の実施率は、平成 30 年度では 41.1%（動機付け支援：39.3%、積極的支援：44.1%）と高い割合でしたが、減少傾向にあり令和 4 年度では 14.9%（動機付け支援：17.9%、積極的支援：11.4%）となっています。特に令和 2 年度からは新型コロナウイルス感染症の影響もあり大幅に減少しており 10% 台で推移しています。

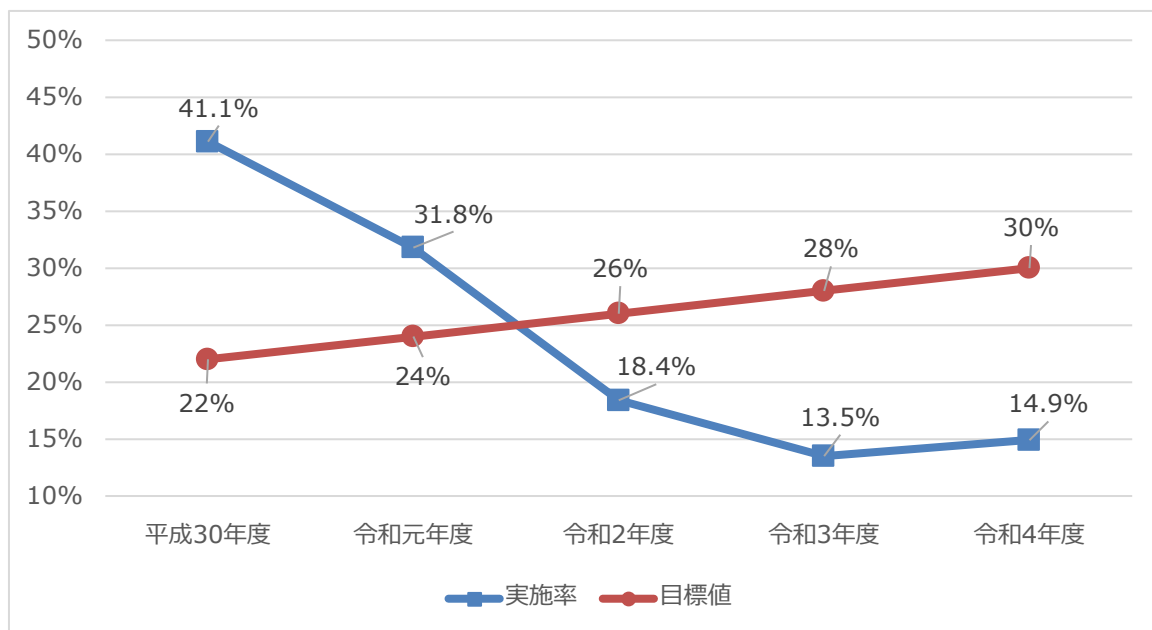
表3 特定保健指導実施状況(法定報告)の推移(平成 30 年度 - 令和 4 年度)

|          | 対象者数 | 実施者数 | 実施率    | 目標値  |
|----------|------|------|--------|------|
| 平成 30 年度 | 90 人 | 37 人 | 41.1 % | 22 % |
| 令和元年度    | 85 人 | 27 人 | 31.8 % | 24 % |
| 令和 2 年度  | 87 人 | 16 人 | 18.4 % | 26 % |
| 令和 3 年度  | 89 人 | 12 人 | 13.5 % | 28 % |
| 令和 4 年度  | 74 人 | 11 人 | 14.9 % | 30 % |

表4 特定保健指導実施状況(法定報告)の推移(平成 30 年度 - 令和 4 年度)

|          | 動機付け支援 |      |        | 積極的支援 |      |        |
|----------|--------|------|--------|-------|------|--------|
|          | 対象者数   | 実施者数 | 実施率    | 対象者数  | 実施者数 | 実施率    |
| 平成 30 年度 | 56 人   | 22 人 | 39.3 % | 34 人  | 15 人 | 44.1 % |
| 令和元年度    | 48 人   | 18 人 | 37.5 % | 37 人  | 9 人  | 24.3 % |
| 令和 2 年度  | 57 人   | 10 人 | 17.5 % | 30 人  | 6 人  | 20.0 % |
| 令和 3 年度  | 56 人   | 9 人  | 16.1 % | 33 人  | 3 人  | 9.1 %  |
| 令和 4 年度  | 39 人   | 7 人  | 17.9 % | 35 人  | 4 人  | 11.4 % |

図3 特定保健指導実施状況(法定報告)の推移(平成 30 年度 - 令和 4 年度)

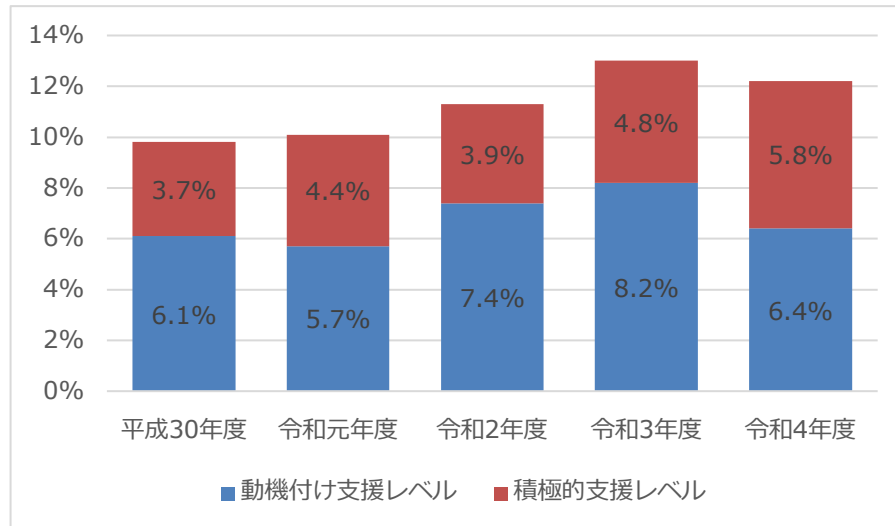


資料：特定健診等データ管理システム「特定健診・特定保健指導実施結果総括表」



各支援レベルの対象者割合をみると、積極的支援レベルの対象者は増加傾向であり、令和4年度では過去最高の5.8%となっている。動機付け支援レベルの対象者は令和3年度が8.2%とピークとなっているが、令和4年度では6.4%まで減少している。その結果、令和4年度では、動機付け支援レベルと積極的支援レベルの割合がほぼ半々となっている。

図4 特定健診結果における各支援レベルの対象者割合の推移(平成30年度 - 令和4年度)



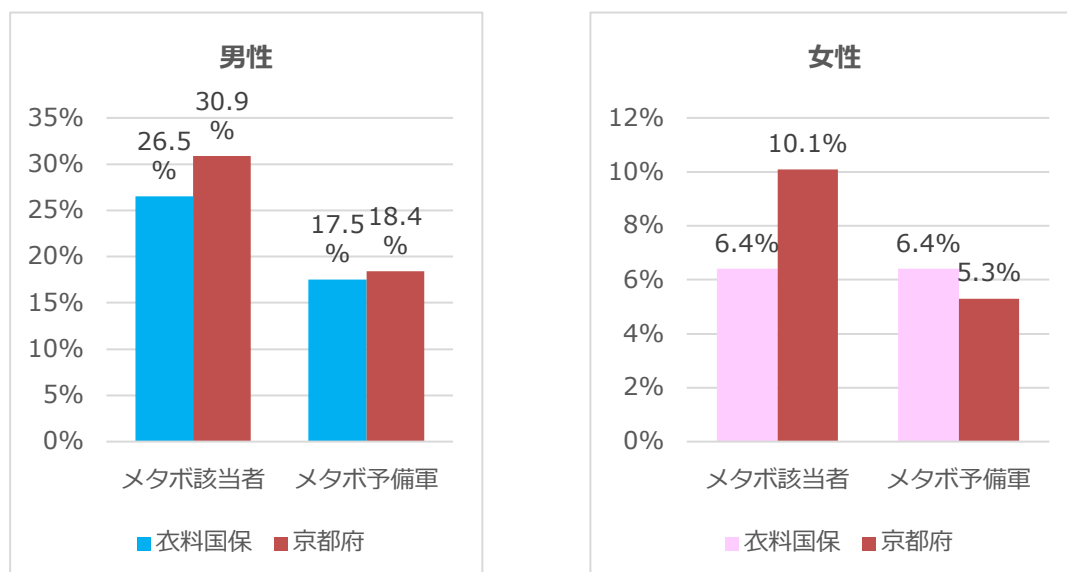
資料:特定健診等データ管理システム「特定健診・特定保健指導実施結果総括表」

### (3)メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合

令和4年度のメタボリックシンドローム該当者・予備群の割合を京都府と比較すると、メタボリックシンドローム該当者は、当組合:17.2%、府:19.2%となっており府平均より低く、予備群の該当者割合は当組合:12.4%、府:11.0%と府平均より高くなっている。

また、性別でメタボリックシンドローム該当者・予備群の判定割合を府平均と比較すると、男性ではメタボリックシンドローム該当者・予備群ともに京都府より低く、女性ではメタボリックシンドローム予備群が京都府より高くなっている。

図5 【メタボリックシンドローム該当者(性別)の比較(令和4年度)】



資料:特定健診等データ管理システム「特定健診・特定保健指導実施結果総括表」

#### (4) 検査結果の状況(特定保健指導判定値以上者の割合)

男性では、令和元年度まではBMIや腹囲が府平均を上回っていたが、令和2年度以降は府平均より良い状況となっている。脂質の検査項目においてHDL及びLDLコレステロール値の該当者割合が府平均より高い傾向値となっている。また、空腹時血糖も府平均を上回る傾向が見られる。

血圧値では拡張期血圧の該当者割合が令和4年度は府平均より高い割合となっており、平成30年度の24.8%から令和4年度30.5%と増加している。

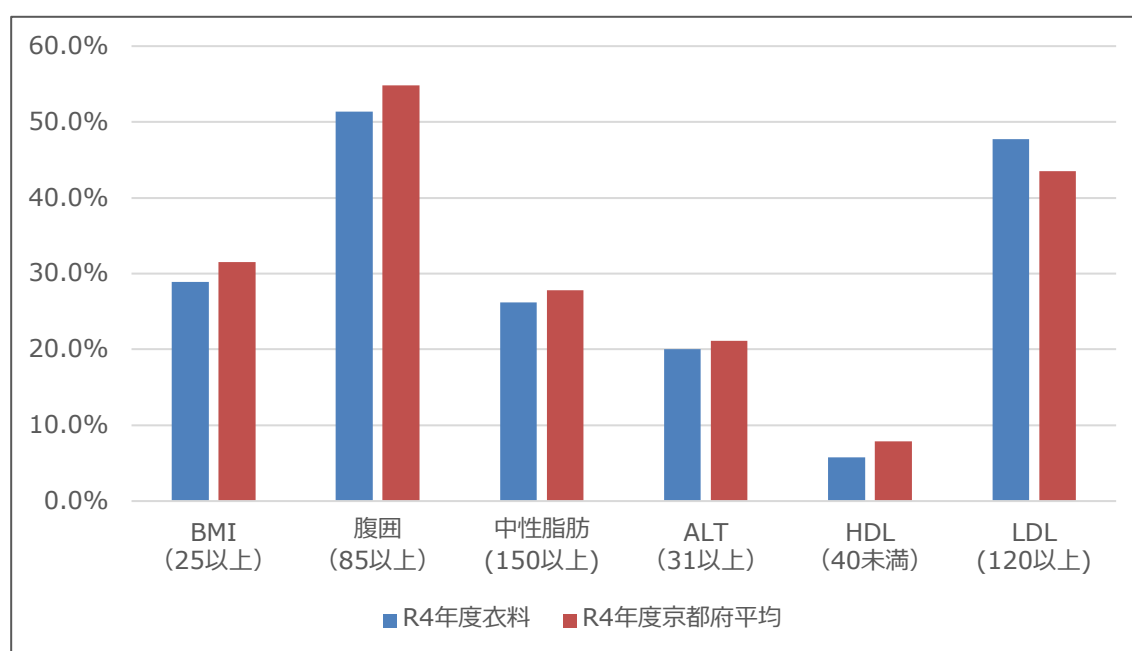
表5【摂取エネルギーの過剰・内臓脂肪症候群以外の動脈硬化要因(男性)】

単位: % 毎年度、京都府平均より高い値を黄色網掛け  
順位: 京都府国民健康保険組合の11組合内で表示

| 男性             | 摂取エネルギーの過剰・内臓脂肪症候群以外の動脈硬化要因 |      |               |     |                  |     |                |      |                |     |                 |     |
|----------------|-----------------------------|------|---------------|-----|------------------|-----|----------------|------|----------------|-----|-----------------|-----|
| 項目             | BMI<br>(25 以上)              |      | 腹囲<br>(85 以上) |     | 中性脂肪<br>(150 以上) |     | ALT<br>(31 以上) |      | HDL<br>(40 未満) |     | LDL<br>(120 以上) |     |
| H30 年度         | 29.6                        | 9 位  | 50.6          | 6 位 | 32.8             | 2 位 | 19.7           | 11 位 | 8.0            | 2 位 | 49.2            | 9 位 |
| R1 年度          | 32.4                        | 8 位  | 53.0          | 4 位 | 27.4             | 4 位 | 21.3           | 10 位 | 7.2            | 1 位 | 49.0            | 8 位 |
| R2 年度          | 30.9                        | 9 位  | 54.9          | 4 位 | 28.2             | 4 位 | 24.0           | 10 位 | 7.6            | 3 位 | 52.9            | 9 位 |
| R3 年度          | 29.1                        | 10 位 | 52.5          | 7 位 | 27.5             | 6 位 | 18.7           | 11 位 | 8.2            | 2 位 | 53.6            | 6 位 |
| R4 年度          | 28.9                        | 10 位 | 51.4          | 6 位 | 26.2             | 5 位 | 20.0           | 9 位  | 5.8            | 6 位 | 47.7            | 6 位 |
| R4 年度<br>京都府平均 | 31.5                        | —    | 54.8          | —   | 27.8             | —   | 21.1           | —    | 7.9            | —   | 43.5            | —   |

資料:KDB システム「厚労省様式 5-2 健診有所見者状況(男女別・年代別)」

図6 【摂取エネルギーの過剰・内臓脂肪症候群以外の動脈硬化要因(男性)】



資料:KDB システム「厚労省様式 5-2 健診有所見者状況(男女別・年代別)」

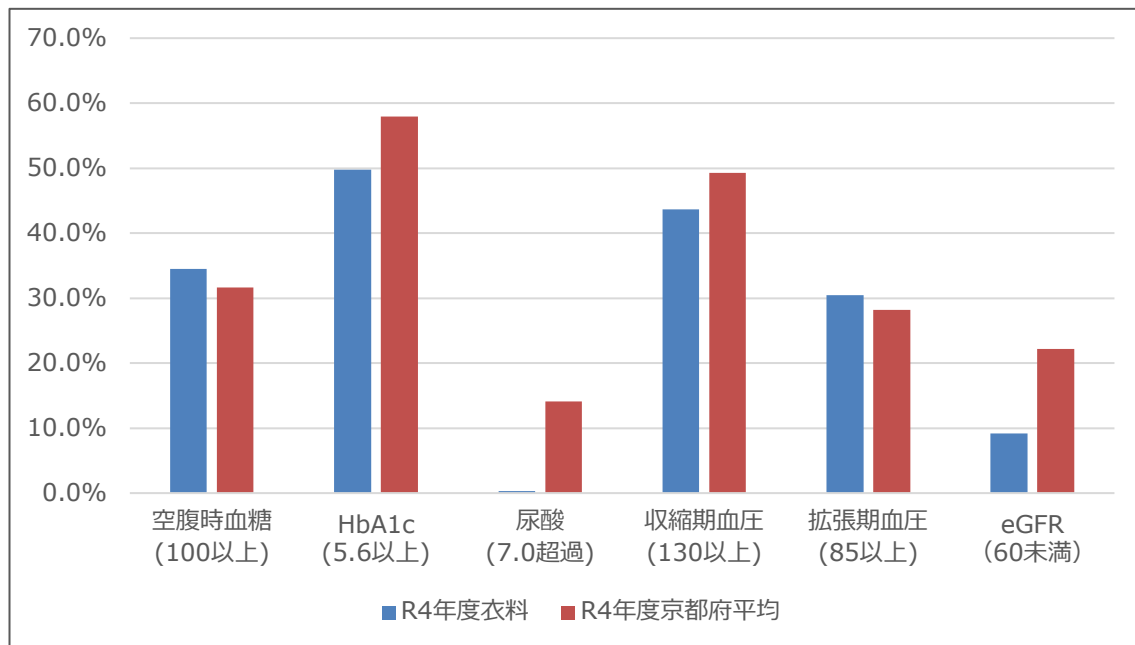
表6【血管を傷つける・臓器障害(男性)】

単位: % 毎年度、京都府平均より高い値を黄色網掛け  
 順位: 京都府国民健康保険組合の11組合内で表示

| 男性             | 血管を傷つける・臓器障害      |      |                   |     |                |      |                   |     |                  |      |                 |     |
|----------------|-------------------|------|-------------------|-----|----------------|------|-------------------|-----|------------------|------|-----------------|-----|
| 項目             | 空腹時血糖<br>(100 以上) |      | HbA1c<br>(5.6 以上) |     | 尿酸<br>(7.0 超過) |      | 収縮期血圧<br>(130 以上) |     | 拡張期血圧<br>(85 以上) |      | eGFR<br>(60 未満) |     |
| H30 年度         | 33.2              | 7 位  | 57.8              | 6 位 | 0.4            | 9 位  | 45.4              | 2 位 | 24.8             | 10 位 | 5.5             | 6 位 |
| R1 年度          | 29.2              | 10 位 | 58.4              | 4 位 | 0.4            | 9 位  | 43.8              | 5 位 | 27.4             | 9 位  | 8.1             | 4 位 |
| R2 年度          | 33.1              | 9 位  | 54.7              | 4 位 | 1.2            | 8 位  | 44.9              | 6 位 | 26.2             | 10 位 | 8.8             | 6 位 |
| R3 年度          | 31.9              | 8 位  | 52.2              | 7 位 | 0.5            | 10 位 | 40.1              | 7 位 | 25.8             | 9 位  | 9.3             | 7 位 |
| R4 年度          | 34.5              | 10 位 | 49.8              | 6 位 | 0.3            | 10 位 | 43.7              | 6 位 | 30.5             | 7 位  | 9.2             | 7 位 |
| R4 年度<br>京都府平均 | 31.6              | —    | 57.9              | —   | 14.1           | —    | 49.3              | —   | 28.2             | —    | 22.2            | —   |

資料:KDB システム「厚労省様式 5-2 健診有所見者状況(男女別・年代別)」

図7【血管を傷つける・臓器障害(令和4年度 男性)】



資料:KDB システム「厚労省様式 5-2 健診有所見者状況(男女別・年代別)」

女性では、令和元年度までは BMI が府平均を上回る傾向が見られる。脂質の検査項目において、中性脂肪が府平均を上回ることがあり、LDL コレステロール値の該当者割合は、毎年度府平均以上となっている。空腹時血糖は、令和3年度以降府平均を上回っている。

血圧値は収縮期血圧・拡張期血圧とも該当者割合が府平均より低い割合となっている。

表7【摂取エネルギーの過剰・内臓脂肪症候群以外の動脈硬化要因】

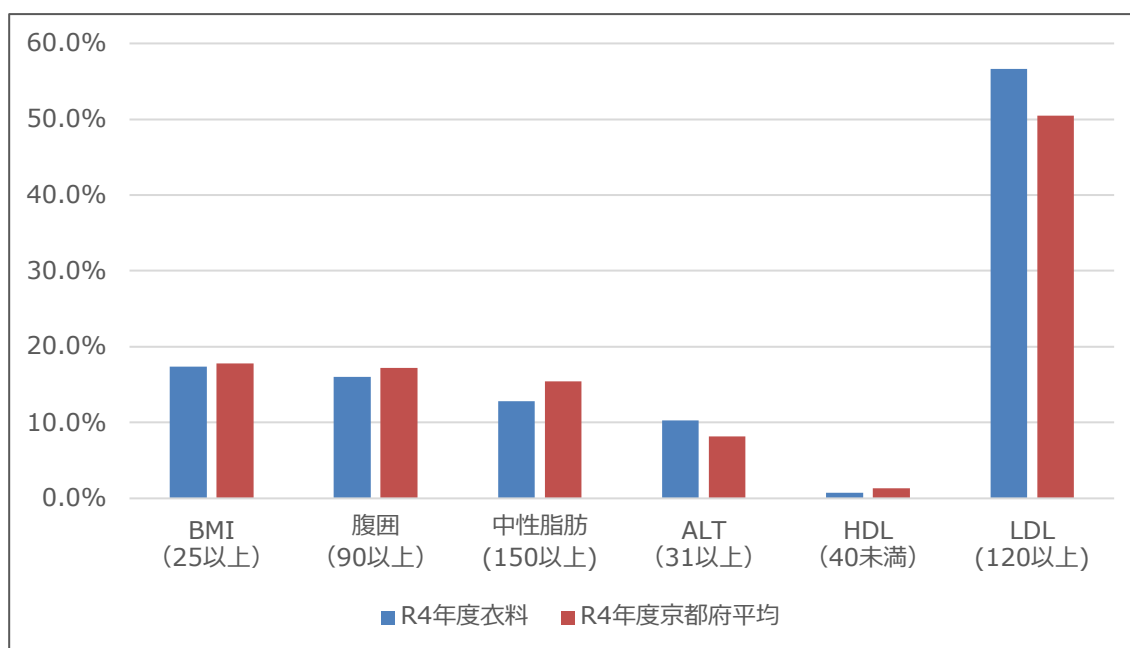
単位：％ 毎年度、京都府平均より高い値を黄色網掛け

順位：京都府国民健康保険組合の 11 組合内で表示

| 女性             | 摂取エネルギーの過剰・内臓脂肪症候群以外の動脈硬化要因 |     |               |     |                  |     |                |     |                |     |                 |     |
|----------------|-----------------------------|-----|---------------|-----|------------------|-----|----------------|-----|----------------|-----|-----------------|-----|
| 項目             | BMI<br>(25 以上)              |     | 腹囲<br>(90 以上) |     | 中性脂肪<br>(150 以上) |     | ALT<br>(31 以上) |     | HDL<br>(40 未満) |     | LDL<br>(120 以上) |     |
| H30 年度         | 18.5                        | 3 位 | 15.6          | 2 位 | 16.5             | 2 位 | 9.4            | 4 位 | 1.1            | 3 位 | 59.6            | 1 位 |
| R1 年度          | 18.5                        | 3 位 | 17.5          | 1 位 | 14.7             | 3 位 | 9.7            | 3 位 | 0.2            | 8 位 | 58.4            | 4 位 |
| R2 年度          | 20.2                        | 4 位 | 17.7          | 1 位 | 15.0             | 2 位 | 8.9            | 5 位 | 1.1            | 2 位 | 60.4            | 3 位 |
| R3 年度          | 18.8                        | 4 位 | 16.9          | 2 位 | 16.3             | 2 位 | 9.7            | 6 位 | 0.3            | 9 位 | 58.4            | 1 位 |
| R4 年度          | 17.4                        | 5 位 | 16.0          | 5 位 | 12.8             | 3 位 | 10.3           | 3 位 | 0.7            | 5 位 | 56.6            | 2 位 |
| R4 年度<br>京都府平均 | 17.8                        | —   | 17.2          | —   | 15.4             | —   | 8.2            | —   | 1.3            | —   | 50.5            | —   |

資料：KDB システム「厚労省様式 5-2 健診有所見者状況(男女別・年代別)」

図8 【摂取エネルギーの過剰・内臓脂肪症候群以外の動脈硬化要因(女性)】



資料：KDB システム「厚労省様式 5-2 健診有所見者状況(男女別・年代別)」

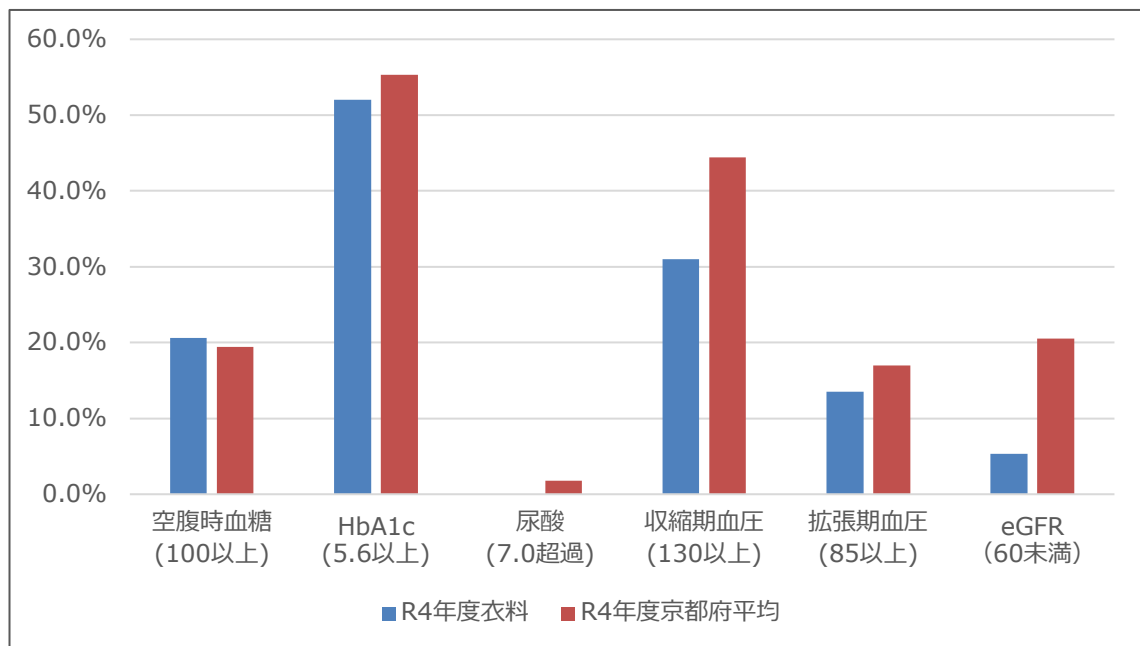
表8【血管を傷つける・臓器障害(女性)】

単位:% 毎年度、京都府平均より高い値を黄色網掛け  
順位: 京都府国民健康保険組合の11組合内で表示

| 女性             | 血管を傷つける・臓器障害      |     |                   |     |                |     |                   |     |                  |      |                 |      |
|----------------|-------------------|-----|-------------------|-----|----------------|-----|-------------------|-----|------------------|------|-----------------|------|
| 項目             | 空腹時血糖<br>(100 以上) |     | HbA1c<br>(5.6 以上) |     | 尿酸<br>(7.0 超過) |     | 収縮期血圧<br>(130 以上) |     | 拡張期血圧<br>(85 以上) |      | eGFR<br>(60 未満) |      |
| H30 年度         | 15.8              | 7 位 | 50.7              | 6 位 | 0.0            | 8 位 | 35.9              | 2 位 | 12.9             | 6 位  | 3.3             | 9 位  |
| R1 年度          | 19.5              | 5 位 | 52.4              | 5 位 | 0.0            | 6 位 | 32.7              | 3 位 | 11.5             | 10 位 | 6.0             | 6 位  |
| R2 年度          | 19.7              | 6 位 | 47.6              | 4 位 | 0.0            | 7 位 | 37.7              | 2 位 | 14.4             | 6 位  | 6.6             | 6 位  |
| R3 年度          | 23.4              | 3 位 | 55.0              | 2 位 | 0.0            | 8 位 | 35.6              | 5 位 | 15.0             | 8 位  | 5.3             | 10 位 |
| R4 年度          | 20.6              | 6 位 | 52.0              | 4 位 | 0.0            | 7 位 | 31.0              | 4 位 | 13.5             | 9 位  | 5.3             | 7 位  |
| R4 年度<br>京都府平均 | 19.4              | —   | 55.3              | —   | 1.8            | —   | 44.4              | —   | 17.0             | —    | 20.5            | —    |

資料:KDB システム「厚労省様式 5-2 健診有所見者状況(男女別・年代別)」

図9【血管を傷つける・臓器障害(令和4年度 女性)】



資料:KDB システム「厚労省様式 5-2 健診有所見者状況(男女別・年代別)」

## (5) 生活習慣の状況(質問票調査状況の割合)

男性では体重が20歳時より10kg以上増加している者の割合が多い傾向にある。生活習慣では、1回30分の運動習慣・1日1時間以上の運動がない者の割合が多く運動習慣が無い状況である。

食生活で、は間食(毎日)や朝食を欠食する割合が多い状況となっている。

喫煙者の割合は少ないが、飲酒習慣については1日2～3合又は3合以上飲酒する者の割合が多くなっている。

表9【質問票調査の状況(男性)】

単位: % 毎年度、京都府平均より高い値を黄色網掛け  
順位: 京都府国民健康保険組合の11組合内に表示

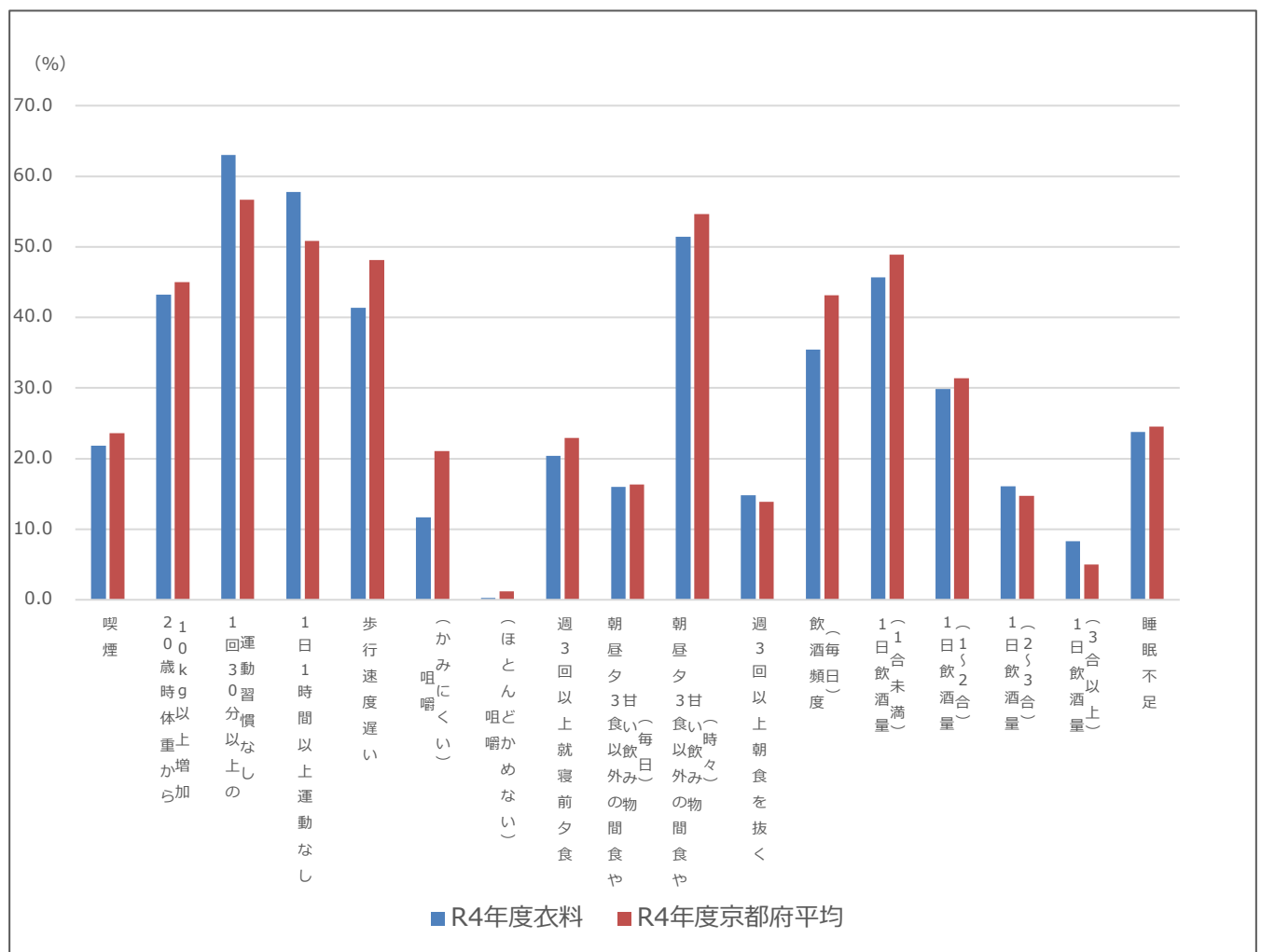
| 項目            | 喫煙   |    | 20歳時体重から<br>10kg以上増加 |    | 1回30分以上<br>の運動習慣なし |     | 1日1時間以上<br>運動なし |    | 歩行速度遅い |    | 咀嚼<br>(かみにくい) |    |
|---------------|------|----|----------------------|----|--------------------|-----|-----------------|----|--------|----|---------------|----|
| H30年度         | 24.8 | 8位 | 44.2                 | 6位 | 61.3               | 9位  | 60.1            | 4位 | 38.7   | 8位 | 15.0          | 6位 |
| R1年度          | 22.9 | 7位 | 47.3                 | 3位 | 60.9               | 8位  | 58.3            | 6位 | 40.2   | 7位 | 12.9          | 7位 |
| R2年度          | 19.9 | 8位 | 44.7                 | 7位 | 58.4               | 10位 | 56.4            | 5位 | 43.6   | 4位 | 14.3          | 5位 |
| R3年度          | 19.2 | 8位 | 45.7                 | 6位 | 64.6               | 9位  | 59.1            | 4位 | 43.1   | 6位 | 14.1          | 7位 |
| R4年度          | 21.8 | 7位 | 43.2                 | 7位 | 63.0               | 9位  | 57.8            | 4位 | 41.4   | 8位 | 11.7          | 9位 |
| R4年度<br>京都府平均 | 23.6 | —  | 45.0                 | —  | 56.7               | —   | 50.8            | —  | 48.1   | —  | 21.1          | —  |

| 項目            | 咀嚼(ほとんど<br>かめない) |    | 週3回以上就寝<br>前夕食 |     | 朝昼夕3食以外<br>の間食や甘い飲<br>み物(毎日) |    | 朝昼夕3食以外<br>の間食や甘い飲<br>み物(時々) |    | 週3回以上朝食<br>を抜く |     | 飲酒頻度<br>(毎日) |    |
|---------------|------------------|----|----------------|-----|------------------------------|----|------------------------------|----|----------------|-----|--------------|----|
| H30年度         | 0.4              | 7位 | 19.7           | 11位 | 17.8                         | 7位 | 49.9                         | 8位 | 12.3           | 10位 | 42.2         | 9位 |
| R1年度          | 0.0              | 9位 | 23.7           | 11位 | 20.5                         | 1位 | 50.9                         | 9位 | 13.1           | 11位 | 40.0         | 8位 |
| R2年度          | 1.0              | 5位 | 18.3           | 11位 | 17.3                         | 6位 | 51.9                         | 7位 | 12.8           | 11位 | 40.5         | 9位 |
| R3年度          | 0.6              | 8位 | 17.7           | 11位 | 18.8                         | 3位 | 51.0                         | 8位 | 13.8           | 11位 | 36.6         | 9位 |
| R4年度          | 0.3              | 7位 | 20.4           | 11位 | 16.0                         | 8位 | 51.4                         | 8位 | 14.8           | 11位 | 35.4         | 9位 |
| R4年度<br>京都府平均 | 1.2              | —  | 22.9           | —   | 16.3                         | —  | 54.6                         | —  | 13.9           | —   | 43.1         | —  |

| 項目            | 1日飲酒量<br>(1合未満) |    | 1日飲酒量<br>(1～2合) |     | 1日飲酒量<br>(2～3合) |    | 1日飲酒量<br>(3合以上) |    | 睡眠不足 |     |
|---------------|-----------------|----|-----------------|-----|-----------------|----|-----------------|----|------|-----|
| H30年度         | 44.8            | 3位 | 28.0            | 9位  | 20.9            | 3位 | 6.3             | 5位 | 24.8 | 10位 |
| R1年度          | 47.2            | 2位 | 27.6            | 10位 | 18.0            | 4位 | 7.2             | 6位 | 24.4 | 10位 |
| R2年度          | 46.2            | 5位 | 30.8            | 8位  | 17.2            | 6位 | 5.8             | 7位 | 23.6 | 9位  |
| R3年度          | 43.8            | 5位 | 30.0            | 10位 | 18.7            | 6位 | 7.4             | 5位 | 23.9 | 10位 |
| R4年度          | 45.7            | 2位 | 29.9            | 11位 | 16.1            | 6位 | 8.3             | 4位 | 23.8 | 11位 |
| R4年度<br>京都府平均 | 48.9            | —  | 31.4            | —   | 14.7            | —  | 5.0             | —  | 24.5 | —   |

資料: KDB システム「健診の状況」

図10【質問票調査の状況(令和4年度 男性)】



資料:KDB システム「健診の状況」

女性では体重が20歳時より10kg以上増加している者の割合が毎年度府平均より多い。生活習慣では男性と同様に1回30分の運動習慣・1日1時間以上の運動がない者の割合が多く運動習慣が無い状況である。

食生活では、夕食の時間が遅い、間食(毎日)や朝食を欠食する割合が多い状況となっている。喫煙者の割合は少ないが、飲酒習慣については1日2～3合飲酒する者の割合が多くなっている。睡眠については、睡眠不足の者の割合が多い。生活習慣については、男性より女性において該当者割合が府平均を超える状況となっている。

表10【質問票調査の状況(女性)】

単位: % 毎年度、京都府平均より高い値を黄色網掛け  
順位: 京都府国民健康保険組合の11組合内で表示

| 項目            | 喫煙  |     | 20歳時体重から<br>10kg以上増加 |    | 1回30分以上<br>の運動習慣なし |     | 1日1時間以上<br>運動なし |    | 歩行速度遅い |    | 咀嚼<br>(かみにくい) |    |
|---------------|-----|-----|----------------------|----|--------------------|-----|-----------------|----|--------|----|---------------|----|
| H30年度         | 5.4 | 9位  | 29.3                 | 5位 | 68.3               | 10位 | 55.4            | 7位 | 48.0   | 8位 | 11.5          | 9位 |
| R1年度          | 6.0 | 9位  | 31.2                 | 3位 | 63.6               | 11位 | 55.9            | 7位 | 49.1   | 6位 | 12.7          | 6位 |
| R2年度          | 5.3 | 9位  | 31.7                 | 6位 | 65.5               | 11位 | 54.6            | 6位 | 48.0   | 7位 | 12.0          | 5位 |
| R3年度          | 4.7 | 10位 | 34.5                 | 1位 | 67.4               | 11位 | 54.6            | 9位 | 49.4   | 8位 | 10.7          | 9位 |
| R4年度          | 5.0 | 10位 | 26.3                 | 7位 | 69.0               | 11位 | 54.1            | 7位 | 51.2   | 5位 | 10.7          | 8位 |
| R4年度<br>京都府平均 | 6.3 | —   | 25.1                 | —  | 60.2               | —   | 49.9            | —  | 50.5   | —  | 17.7          | —  |

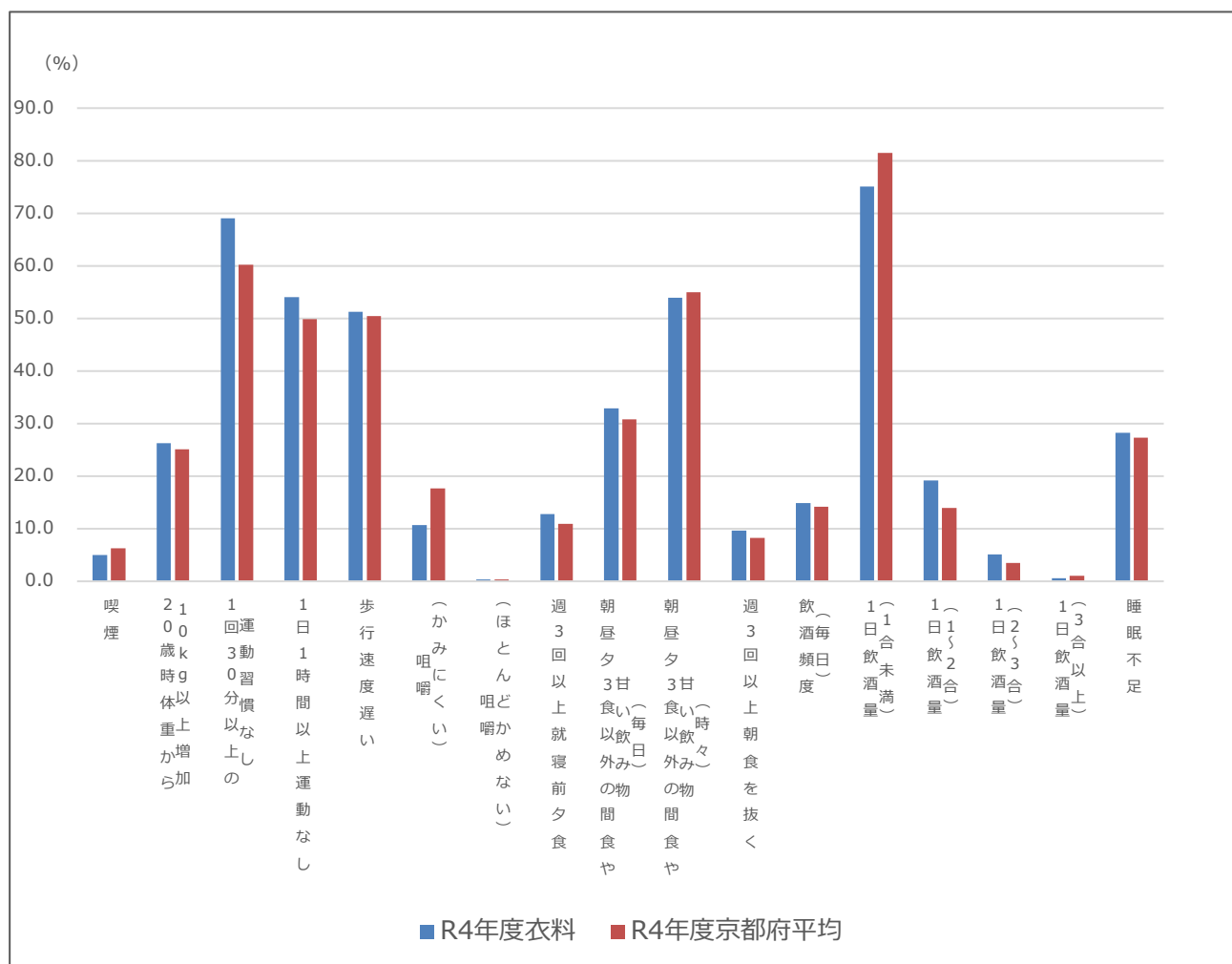
| 項目            | 咀嚼(ほとんど<br>かめない) |    | 週3回以上就寝<br>前夕食 |     | 朝昼夕3食以外<br>の間食や甘い飲<br>み物(毎日) |    | 朝昼夕3食以外<br>の間食や甘い飲<br>み物(時々) |    | 週3回以上朝食<br>を抜く |     | 飲酒頻度<br>(毎日) |     |
|---------------|------------------|----|----------------|-----|------------------------------|----|------------------------------|----|----------------|-----|--------------|-----|
| H30年度         | 0.2              | 7位 | 8.6            | 11位 | 36.0                         | 6位 | 50.3                         | 6位 | 8.3            | 10位 | 13.6         | 11位 |
| R1年度          | 0.3              | 7位 | 12.5           | 11位 | 34.1                         | 6位 | 51.1                         | 7位 | 6.5            | 11位 | 13.8         | 11位 |
| R2年度          | 0.3              | 7位 | 11.7           | 11位 | 31.9                         | 6位 | 53.1                         | 5位 | 10.3           | 8位  | 14.3         | 11位 |
| R3年度          | 0.3              | 6位 | 11.7           | 11位 | 32.3                         | 6位 | 52.5                         | 7位 | 9.5            | 10位 | 11.6         | 11位 |
| R4年度          | 0.4              | 4位 | 12.8           | 9位  | 32.9                         | 7位 | 53.9                         | 3位 | 9.6            | 11位 | 14.9         | 10位 |
| R4年度<br>京都府平均 | 0.4              | —  | 10.9           | —   | 30.8                         | —  | 55.0                         | —  | 8.3            | —   | 14.2         | —   |

| 項目            | 1日飲酒量<br>(1合未満) |    | 1日飲酒量<br>(1～2合) |     | 1日飲酒量<br>(2～3合) |    | 1日飲酒量<br>(3合以上) |     | 睡眠不足 |     |
|---------------|-----------------|----|-----------------|-----|-----------------|----|-----------------|-----|------|-----|
| H30年度         | 75.5            | 3位 | 19.1            | 7位  | 5.0             | 8位 | 0.4             | 11位 | 29.5 | 11位 |
| R1年度          | 73.1            | 5位 | 23.1            | 4位  | 3.5             | 9位 | 0.4             | 10位 | 30.1 | 11位 |
| R2年度          | 74.3            | 4位 | 18.6            | 7位  | 5.3             | 7位 | 1.8             | 6位  | 26.2 | 11位 |
| R3年度          | 74.5            | 2位 | 20.5            | 7位  | 4.5             | 9位 | 0.5             | 10位 | 30.3 | 6位  |
| R4年度          | 75.1            | 1位 | 19.2            | 10位 | 5.1             | 8位 | 0.6             | 9位  | 28.2 | 11位 |
| R4年度<br>京都府平均 | 81.5            | —  | 13.9            | —   | 3.5             | —  | 1.1             | —   | 27.3 | —   |

資料: KDB システム「健診の状況」



図11【質問票調査状況の割合(令和4年度 女性)】



資料:KDB システム「健診の状況」

## 2 医療費の状況

### (1)総医療費及び一人当たり医療費

年間総医療費は被保険者数の減少と新型コロナウイルス感染症の影響により減少傾向にあり、令和4年度は約411,017千円(療養の給付)となり、平成30年度から17.5%減少している。

医科の入院・外来別を見ても、入院における令和4年度の年間医療費は約152,927千円で平成30年度から18.2%減少し、外来における令和4年度の年間医療費は約258,091千円で平成30年度から17.1%減少している。

総医療費は減少傾向であるが、1人当たり医療費については入院・外来ともに、令和2年度の入院を除いて、増加傾向となっている。

表11 年間総医療費の推移(平成30年度－令和4年度)

|                  | 平成30年度    | 令和元年度     | 令和2年度     | 令和3年度     | 令和4年度     |
|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 総医療費             | 498,390千円 | 472,919千円 | 426,829千円 | 408,921千円 | 411,017千円 |
| 増加率<br>(平成30年度比) | -         | -5.1%     | -14.4%    | -18.0%    | -17.5%    |

表12 制度区分別の年間医療費の推移(平成 30 年度 - 令和 4 年度)

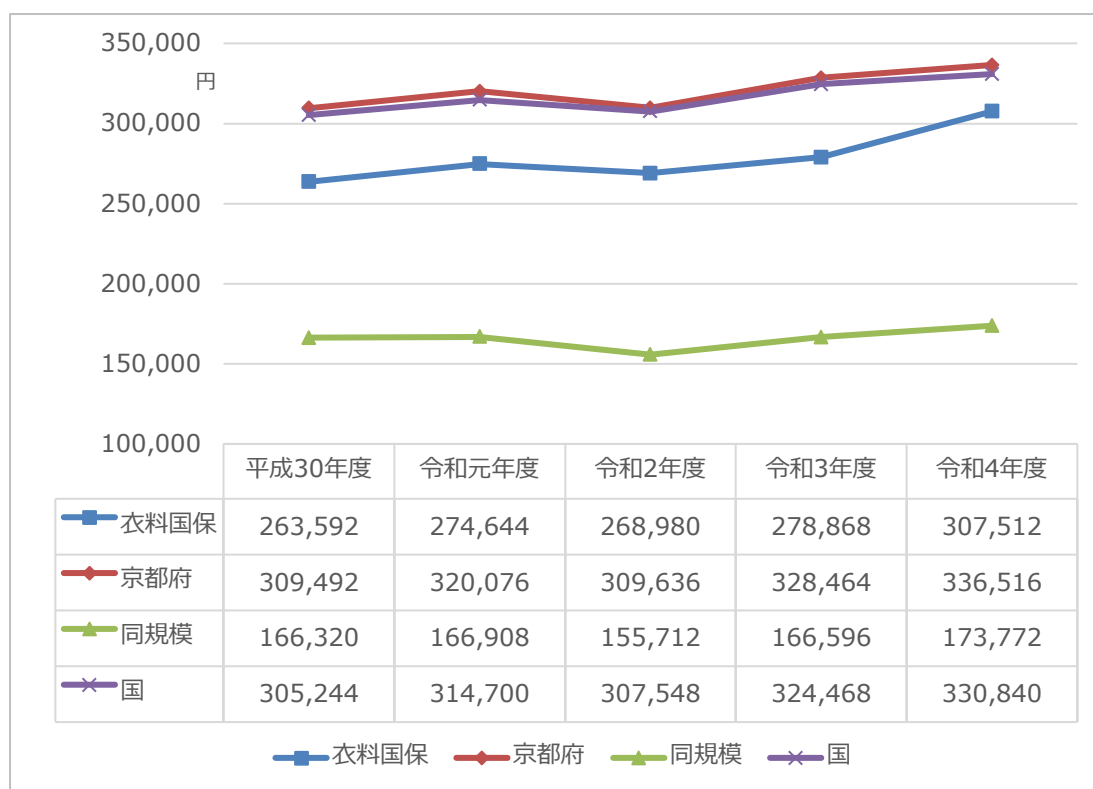
| 医科入院               | 平成 30 年度   | 令和元年度      | 令和 2 年度    | 令和 3 年度    | 令和 4 年度    |
|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 総医療費               | 186,978 千円 | 177,068 千円 | 140,212 千円 | 153,960 千円 | 152,927 千円 |
| 増加率<br>(平成 30 年度比) | -          | -5.3%      | -25.0%     | -17.7%     | -18.2%     |
| 1 人当たり医療費          | 98,892 円   | 102,828 円  | 88,356 円   | 105,000 円  | 114,420 円  |
| 増加率<br>(平成 30 年度比) | -          | 4.0%       | -10.7%     | 6.2%       | 15.7%      |

| 医科外来               | 平成 30 年度   | 令和元年度      | 令和 2 年度    | 令和 3 年度    | 令和 4 年度    |
|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 総医療費               | 311,412 千円 | 295,851 千円 | 286,617 千円 | 254,961 千円 | 258,091 千円 |
| 増加率<br>(平成 30 年度比) | -          | -5.0%      | -8.0%      | -18.1%     | -17.1%     |
| 1 人当たり医療費          | 164,700 円  | 171,816 円  | 180,624 円  | 173,880 円  | 193,092 円  |
| 増加率<br>(平成 30 年度比) | -          | 4.3%       | 9.7%       | 5.6%       | 17.2%      |

資料:KDB システム「同規模保険者比較」

令和4年度の1人当たり年間医療費(医科)は 307,512 円となっており、平成 30 年度から増加傾向である。なお、京都府、国よりも低く、同規模に比べ 100,000 円以上高い水準となっている。

図12【1 人当たり年間医療費(医科)の推移(平成 30 年度 - 令和 4 年度)】



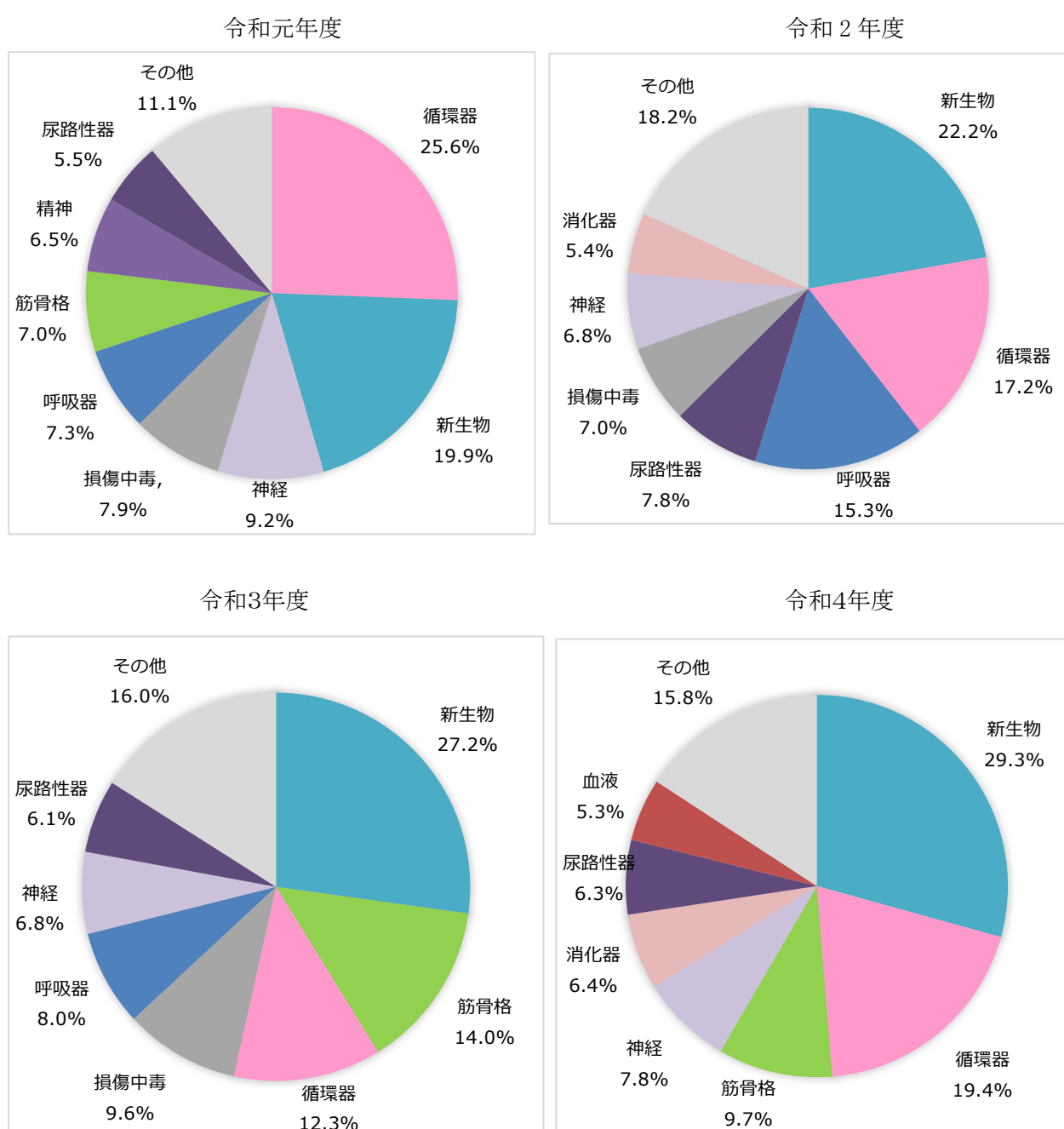
資料:KDB システム「健診・医療・介護データからみる地域の健康課題」  
※1 人当たり医療費に 12 を乗じて算出

## (2) 大分類別医療費の状況

入院では、循環器疾患及び新生物の医療費割合が第1位・第2位となる傾向である。新生物は、令和元年度は19.9%であったが医療費割合は増加傾向であり、令和4年度は29.3%となり、令和3年度以降は第1位となっている。

また、第3位以下は年度によりばらつきがあるが、腎不全が含まれる尿路性器が4年連続して5%以上となっている。

図13 疾病分類別(大分類)医療費割合(入院)



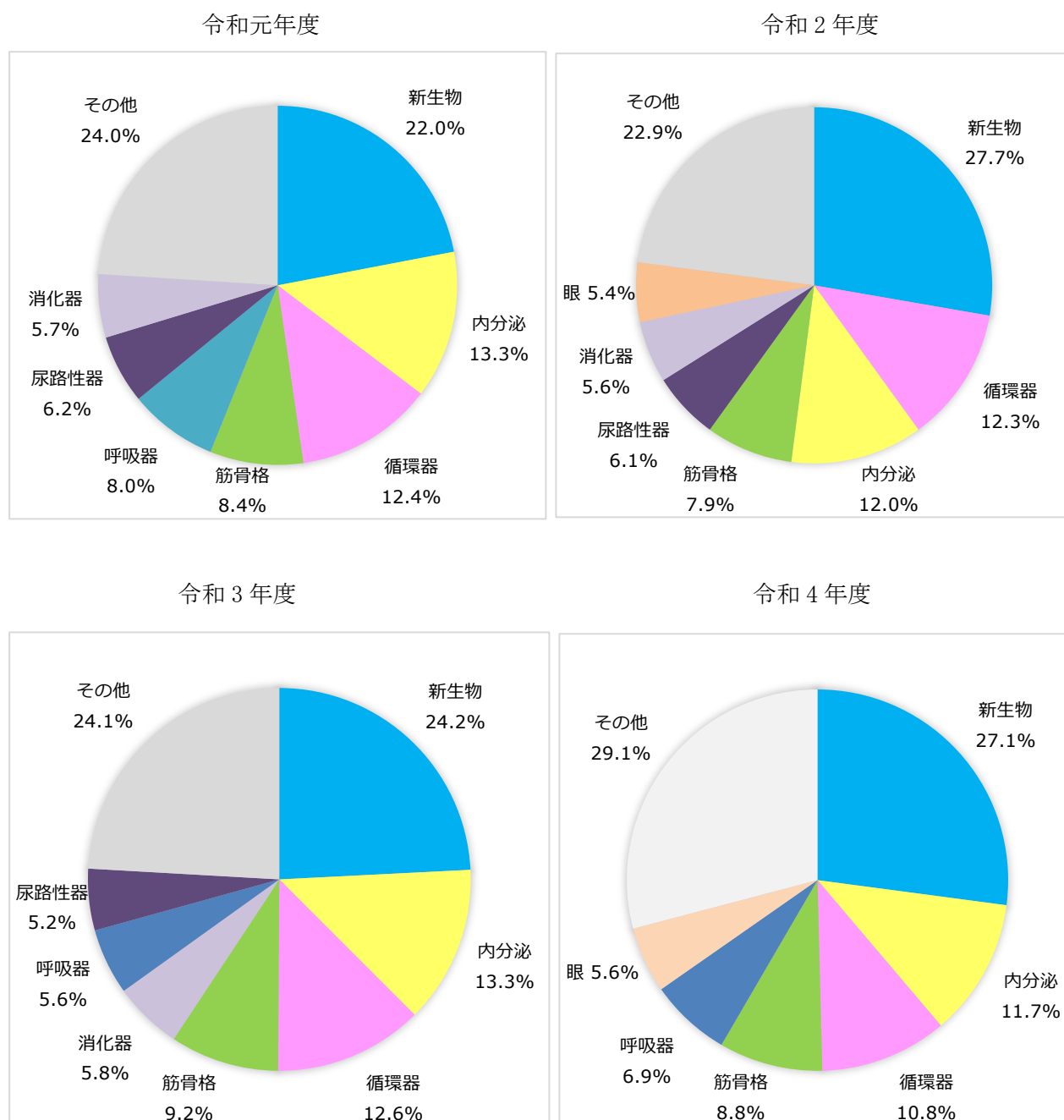
資料:KDB システム「医療費分析(2)大・中・細小分類」

外来では、新生物の医療費割合が令和元年度～4年度までの4年連続して第1位となっている。

糖尿病と脂質異常症が含まれる内分泌が令和2年度以外は第2位となっており、医療費占める割合が高い状況となっている。

循環器疾患も令和元年度～4年度までの4年連続して3位以内になっており、予防可能な疾患が上位に含まれている可能性がある。

図14 疾病分類別(大分類)医療費割合(外来)



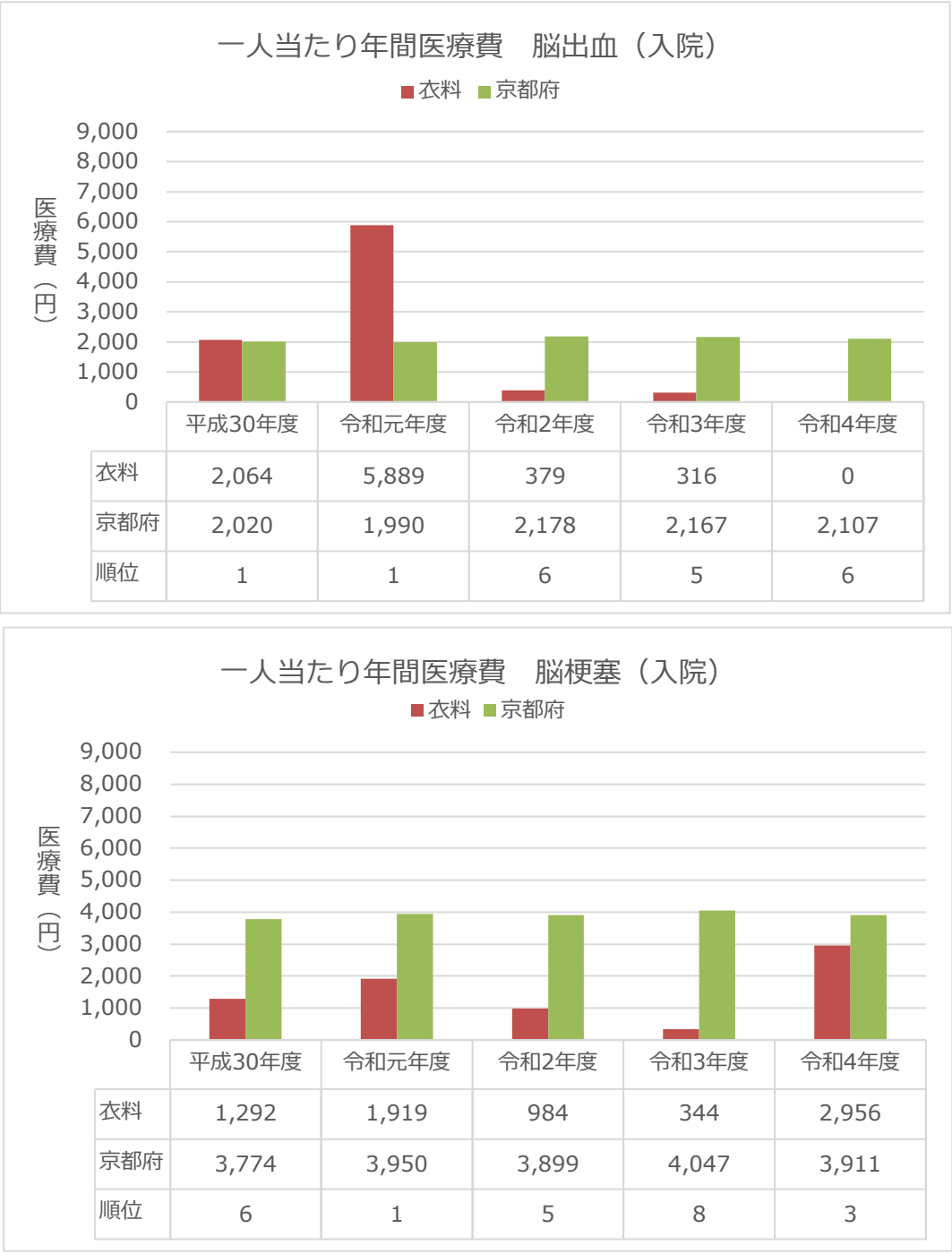
資料:KDB システム「医療費分析(2)大・中・細小分類」

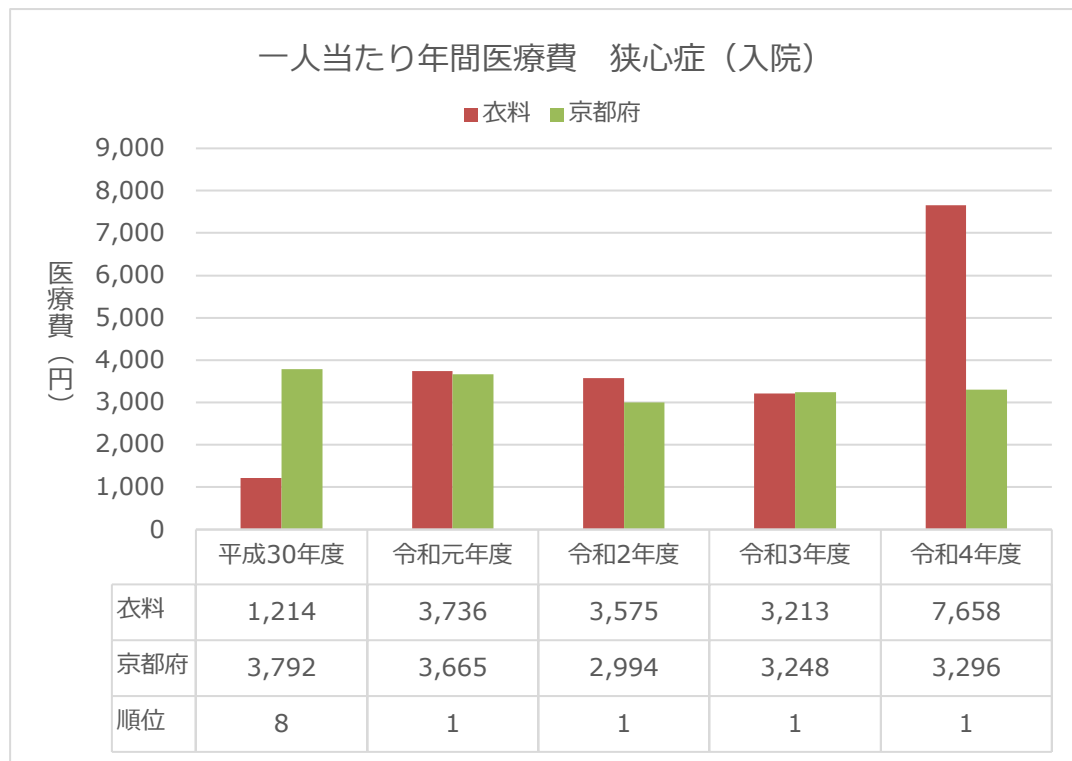
入院での生活習慣病における疾病別1人当たり年間医療費は、いずれの疾病も年度毎にばらつきがあるが、脳出血と心筋梗塞では令和4年度は0円となっている。脳梗塞では、令和4年度は過去5年で1番高く 2,956 円となっている。狭心症は令和4年度に大幅に増加しており、7,658 円となっています。

外来での生活習慣病における疾病別1人当たり年間医療費を見ると、糖尿病は京都府より低い水準であるが、平成 30 年度から増加傾向にあり令和4年度は 12,299 円となっている。

一方で高血圧と脂質異常症は、平成 30 年度から減少傾向にあるが、京都府平均よりも高く、京都府内の国保組合の中でも1番高い水準となっている。令和4年度では、高血圧症は 10,136 円、脂質異常症は 7,618 円となっている。

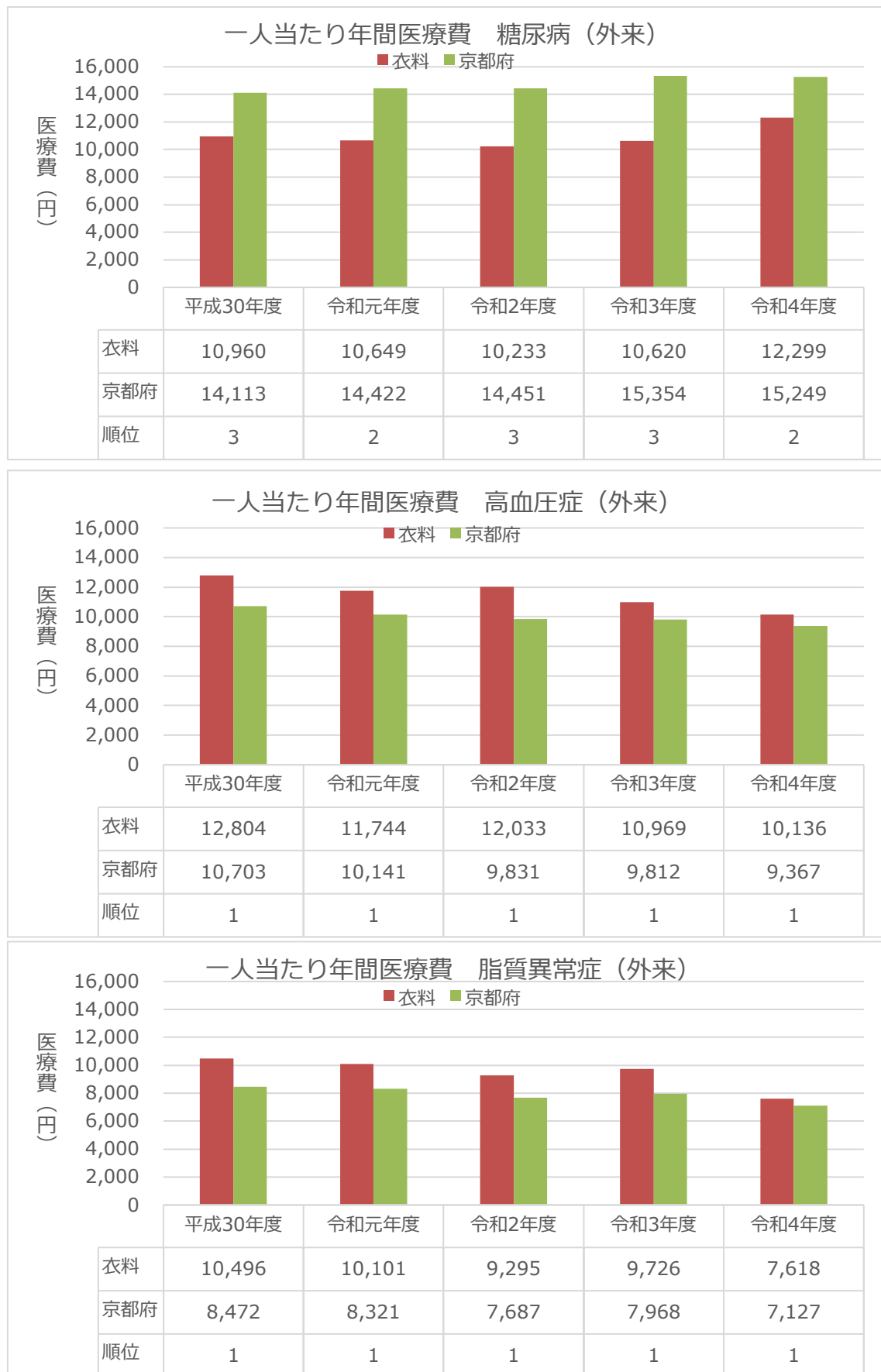
図15 生活習慣病の1人当たりの医療費(医科入院)の推移(平成30年度－令和4年度)





資料: KDB システム「疾病別医療費分析(生活習慣病)」  
 ※各年度の3月末日時点の被保険者数より算出  
 ※京都府: 京都府平均(市町村+国保組合)

図16 生活習慣病の1人当たりの医療費(医科外来)の推移(平成30年度－令和4年度)



資料:KDB システム「疾病別医療費分析(生活習慣病)」  
 ※各年度の3月末日時点の被保険者数より算出  
 ※京都府:京都府平均(市町村+国保組合)

過去5年における医療費上位 10 疾病(細小分類)を見ると、関節疾患が平成 30 年度、令和3年度と令和4年度で1番高くなっており、全体医療費の5%近くを占めています。

高血圧症も医療費の上位を占めているが、年々減少傾向にある。糖尿病は5位以内となっているが、令和4年度には、高血圧症を上回り3位となっている。

がんについて見てみると、肺がん・胃がん・大腸がん・乳がんが上位 10 位以内に含まれている。

図17 KDB 医療費分析細小分類表(入院+外来(%))

| 平成30年度<br>入院+外来(%) |             |     | 令和1年度<br>入院+外来(%) |             |     | 令和2年度<br>入院+外来(%) |             |     |
|--------------------|-------------|-----|-------------------|-------------|-----|-------------------|-------------|-----|
| 順位                 | 傷病名         | 数値  | 順位                | 傷病名         | 数値  | 順位                | 傷病名         | 数値  |
| 1                  | 関節疾患        | 4.8 | 1                 | 高血圧症        | 4.2 | 1                 | 大腸がん        | 5.2 |
| 2                  | 高血圧症        | 4.8 | 2                 | 不整脈         | 3.8 | 2                 | 高血圧症        | 4.4 |
| 3                  | 不整脈         | 4.6 | 3                 | 脂質異常症       | 3.6 | 3                 | 乳がん         | 3.8 |
| 4                  | 脂質異常症       | 3.8 | 4                 | 関節疾患        | 3.4 | 4                 | 糖尿病         | 3.6 |
| 5                  | 糖尿病         | 3.7 | 5                 | 糖尿病         | 3.3 | 5                 | 脂質異常症       | 3.4 |
| 6                  | 卵巣腫瘍(悪性)    | 2.6 | 6                 | 骨折          | 3.0 | 6                 | 関節疾患        | 3.1 |
| 7                  | 慢性腎臓病(透析あり) | 2.0 | 7                 | 胃がん         | 2.7 | 7                 | 不整脈         | 2.9 |
| 8                  | 気管支喘息       | 1.8 | 8                 | 大腸がん        | 2.2 | 8                 | 骨折          | 2.6 |
| 9                  | 前立腺がん       | 1.7 | 9                 | 慢性腎臓病(透析あり) | 2.1 | 9                 | 慢性腎臓病(透析あり) | 2.4 |
| 10                 | 肺がん         | 1.7 | 10                | 脳出血         | 2.1 | 10                | うつ病         | 2.3 |

| 令和3年度<br>入院+外来(%) |       |     | 令和4年度<br>入院+外来(%) |       |     |
|-------------------|-------|-----|-------------------|-------|-----|
| 順位                | 傷病名   | 数値  | 順位                | 傷病名   | 数値  |
| 1                 | 関節疾患  | 4.9 | 1                 | 関節疾患  | 4.7 |
| 2                 | 乳がん   | 4.1 | 2                 | 食道がん  | 3.8 |
| 3                 | 高血圧症  | 3.8 | 3                 | 糖尿病   | 3.6 |
| 4                 | 骨折    | 3.8 | 4                 | 膀胱がん  | 3.5 |
| 5                 | 糖尿病   | 3.5 | 5                 | 高血圧症  | 3.2 |
| 6                 | 脂質異常症 | 3.4 | 6                 | 狭心症   | 3.1 |
| 7                 | 不整脈   | 2.8 | 7                 | 脳腫瘍   | 2.9 |
| 8                 | 大腸がん  | 2.1 | 8                 | 脂質異常症 | 2.4 |
| 9                 | 狭心症   | 2.0 | 9                 | 乳がん   | 2.3 |
| 10                | うつ病   | 1.7 | 10                | 貧血    | 2.1 |

資料:KDB システム「医療費分析(大・中・細小分類)」  
※全体の医療費(入院+外来)を100%として計算



## 第4章 健康課題

**女性においてメタボリックシンドローム予備群の該当者割合が多い。**

男女ともに1回30分の運動習慣・1日1時間以上の運動がない者の割合が多く運動習慣が無い状況である。食習慣では、間食(毎日)や朝食を欠食する割合が多い状況となっている。

これらのことから、20歳時より10kg以上増加している者の割合は、男性では増加傾向、女性では毎年度府平均より多い結果となっていると考える。

女性では、メタボリックシンドローム予備群の割合が京都府平均を上回っており、上記の生活習慣が要因であると考えられる。また、生活習慣については、男性より女性において該当者割合が府平均を超える状況となっており、特に女性において生活習慣の改善が必要である。

対策:生活習慣を改善し、メタボリックシンドローム予備群を減少させるためには、引き続き特定健診受診率を向上させ、特定保健指導による取り組みを推進する。

**入院医療費において、新生物の医療費割合が増加しており、早期発見・早期治療が必要である。**

入院医療費では新生物の割合が、令和元年度 19.9%から令和4年度 29.3%と大きく増加しており、平成30年度から令和4年度の間では、医療費の最小分類上位10位内に、肺がん・大腸がん・乳がんが含まれており、早期発見・早期治療の取り組みが重要である。

対策:検診で早期発見が可能ながんの検診受診率向上の取り組みを推進する。

**医療費適正化の取り組みにおいて、後発医薬品使用促進通知事業を実施しているが、普及率をさらに向上させることが課題である。**

後発医薬品の普及率は前期計画の期間において向上したが、令和2年度以降は約75%と横ばいとなっている。

対策:通知基準を検討しながら、引き続き後発医薬品使用促進通知事業により普及率を向上させる。

## 第5章 データヘルス計画(保健事業全体)の目的・目標

### 1. 全体の目的

| 目 的 |                                        | 指標・目標                                  |
|-----|----------------------------------------|----------------------------------------|
| A   | 生活習慣改善の取り組みにより、メタボ予備群の減少を目指す           | 特定健康診査の結果におけるメタボ該当者割合男性:17%、女性 5.5%にする |
| B   | がん検診受診率向上の取り組みにより、医療費の抑制につなげる          | 新生物の医療費割合を増加させない                       |
| C   | 後発医薬品の利用促進、生活習慣病の予防、疾病予防等により医療費の適正化を図る | 後発医薬品普及率を 80%以上にする                     |

### 2. 全体目的を達成するための小目的

| 関連する<br>全体目的 | 小 目 的                    | 個別保健事業                              |
|--------------|--------------------------|-------------------------------------|
| A・C          | 特定健診の受診率を向上させる           | 特定健診未受診者対策                          |
| A・C          | 特定保健指導の実施率を向上させる         | 特定保健指導未利用者対策                        |
| B・C          | がん検診の受診率を向上させる           | 郵送がん検診の実施                           |
| C            | 後発医薬品の利用促進を図る            | 後発医薬品通知事業                           |
| A・B・C        | 生活習慣の改善によりメタボを予防、疾病予防を行う | 健康づくりにかかる取り組み(啓発事業)<br>禁煙外来にかかる費用助成 |
| C            | 後発医薬品の利用促進を図る            | 後発医薬品通知事業                           |
| A・C          | 健康意識の向上を図る               | 各種予防接種補助事業<br>医療費通知                 |

## 第6章 第4期特定健康診査等実施計画

### 1. 目標値

第4期における特定健診及び特定保健指導の実施率について、下記のとおり目標とする。

|        | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 特定健診   | 70%以上 | 70%以上 | 70%以上 | 70%以上 | 70%以上  | 70%以上  |
| 特定保健指導 | 30%以上 | 30%以上 | 30%以上 | 30%以上 | 30%以上  | 30%以上  |

### 2. 特定健康診査等の対象者数

#### (1) 特定健診の対象者数

|      | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 対象者数 | 864人  | 799人  | 739人  | 683人  | 632人   | 585人   |
| 実施者数 | 605人  | 560人  | 518人  | 479人  | 443人   | 410人   |

| 積極的支援 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 対象者数  | 21人   | 20人   | 19人   | 18人   | 17人    | 16人    |
| 実施者数  | 7人    | 6人    | 5人    | 5人    | 5人     | 4人     |

| 動機付け支援 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 対象者数   | 16人   | 15人   | 14人   | 13人   | 12人    | 11人    |
| 実施者数   | 4人    | 4人    | 4人    | 3人    | 3人     | 3人     |

### 3. 実施方法（基本事項）

特定健康診査等基本指針第3条第3項1の規定に基づき、特定健康診査等の実施方法に関する事項を以下のとおり定めます。

#### ① 特定健康診査等の対象者の選定、実施方法（実施体制）

##### ■ 特定健康診査対象者の選定

当組合加入者（被保険者）のうち、特定健診の実施年度中に40歳から74歳となる者（※当該年度中に75歳に達する者を含む）で、かつ当該実施年度の1年間を通じて加入している者としてします。ただし、特定健康診査および特定保健指導の実施に関する基準（平成20年厚生労働省令告示第3号）第1条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者は、上記対象者から除外するものとします。

##### ■ 特定保健指導対象者の選定

当組合加入者（被保険者）のうち、特定健診等を受診し、特定保健指導の該当者として選定した被保険者（※当該年度中に75歳に達する者を含む）としてします。ただし、特定健康診査および特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第1条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者および医療機関において継続的な医学管理の一環として行われることが適当と認められる者（医療機関を受診しており、服薬中等の事由により医師の管理下にある者）は、上記対象者から除外するものとします。

## ■ 特定健康診査等の実施方法(実施体制)

集合契約を締結した京都府下の特定健診・特定保健指導実施機関として届出をしている医療機関等へ実施期間内に被保険者自らが直接予約を行い、保険証またはマイナンバーカード等と特定健康診査受診券・特定保健指導利用券等を持参し受診する「個別受診方式」、「個別指導方式」にて実施します。

また、特定保健指導については、さらに京都府国民健康保険組合協議会と契約を締結した保健指導実施機関に委託し、実施します。

## ② 特定健康診査等の実施内容

### ■ 特定健康診査の実施内容

法定の検査項目および独自の追加項目を実施項目とし、詳細な実施項目は以下のとおりとします。また、当組合独自で実施する人間ドック等は特定健康診査の法定項目を含有することから、特定健康診査の実施に代え人間ドック等を実施するものとします。

|                       |        | 検査内容                                                       |
|-----------------------|--------|------------------------------------------------------------|
| 基本的な検査項目              | 診察     | 問診（服薬状況、既往歴、喫煙習慣など）、自覚症状、他覚症状                              |
|                       | 身体計測   | 身長、体重、腹囲、BMI                                               |
|                       | 血圧測定   | 収縮期血圧、拡張期血圧                                                |
|                       | 肝機能検査  | AST(GOT)、ALT(GPT)、γ-GT (γ-GTP)                             |
|                       | 血中脂質検査 | 空腹時中性脂肪（やむを得ない場合には随時中性脂肪）、HDL コレステロール、LDL コレステロール（Non-HDL） |
|                       | 血糖検査   | 空腹時血糖、HbA1C、随時血糖                                           |
|                       | 尿検査    | 尿糖、尿蛋白                                                     |
|                       | 腎機能検査  | 血清クレアチニン                                                   |
| 追加項目<br>※ 医師が必要と認めた場合 | 追加項目   | 尿酸                                                         |
|                       | 貧血検査   | ヘマトクリット値、血色素量（ヘモグロビン）、赤血球数                                 |
|                       | 心電図検査  |                                                            |
|                       | 眼底検査   |                                                            |

### ■ 特定保健指導の実施内容

厚生労働大臣が定める方法に基づき、各保健指導レベル（動機付け支援、積極的支援）に応じた内容の保健指導を実施します。

## ③ 特定健康診査等の実施時期(実施期間)

### ■ 特定健康診査の実施時期(実施期間)

原則として、5月1日から12月31日までの間を実施期間とします。ただし、受診券再発行により翌年3月31日まで受診可能

### ■ 特定保健指導の実施時期(実施期間)

原則として、毎年度4月1日から翌年3月31日までの間を実施期間とします。ただし、法定報告時期に間に合うよう、初回面接の最終実施時期の設定を考慮し、また、被保険者の利便性とニーズに配慮し実施します。

## ④ 外部委託の有無や契約形態、外部委託者選定にあたっての考え方

当組合では、保険者協議会において選出された代表保険者に委任状を提出し、契約代表者間で締結する集合契約(B)により、特定健診および特定保健指導を実施します。また、当組合と特定健診・特定保健指導実施機関との間で個別契約を締結し、特定健診および特定保健指導、人間ドック等(特定健診法定項目を含む)を実施します。

なお、委託先の選定にあたっては、「外部委託に関する基準(厚生労働省告示第93号)」にて定める選定

基準を満たしていることを原則として、外部委託事業者等の選定を行っています。

⑤ 周知方法および案内方法

当組合の発行する広報誌等により、制度の概要や特定健康診査・特定保健指導の実施方法、費用負担等についての周知を図ります。

⑥ 事業者健診等の健診受診者のデータ収集方法

当組合の被保険者であって特定健診の対象者となる者について、事業者健診やその他法令に基づく健診等を受ける機会のある者については、事業主または本人の同意のもと、特定健康診査の実施項目と重複する健診結果の電子データまたは紙媒体での提供を受けることにより、特定健康診査の実施に代えることとします。

また、特定健診は、被保険者が自らの健診結果を把握するとともに、治療中であっても生活習慣を意識し、改善に取り組む端緒となることが期待されることから、治療中であっても特定健診等を受診するようかかりつけ医からの受診勧奨をお願いするとともに、本人ならびにかかりつけ医の同意のもと、診療上における検査データの提供を受け、特定健康診査の実施に代えることとします。

## 4. 委託契約

特定健康診査等基本指針第3条第3項2の規定に基づき、特定健康診査等を実施するにあたり、委託契約に関する事項を以下のとおり定めます。

① 契約関係者の名称

- 集合契約(B) 京都府
- 代行機関 京都府国民健康保険団体連合会

② 契約形態

特定健診・特定保健指導については、契約代表者間で集合契約(B)を締結します。

なお、委託契約にあたっては、原則的に再委託は禁止とし、当組合があらかじめ書面等により承諾した場合に限り、再委託を可能とします。ただし、再委託先がさらに再委託する等、第三者に提供することを例外なく禁止とします。

## 5. 特定健康診査受診券・特定保健指導利用券

特定健康診査等基本指針第3条第3項3の規定に基づき、特定健康診査受診券または特定保健指導利用券を交付するにあたり、その様式、交付時期等に関する事項を以下のとおり定めます。

① 特定健康診査受診券・特定保健指導利用券の様式

健診・保健指導実施期間の窓口にて混乱が生じないよう、集合契約に参加するすべての医療保険者が同じサイズやレイアウト、記載事項とすることとなっていることから、受診券・利用券については『標準様式(A4版)』を用います。

② 特定健康診査受診券・特定保健指導利用券の交付時期等

年度当初に特定健康診査受診券(※国保連合会へ委託発券)および健診実施医療機関一覧表等を封書により、毎年5月上旬までに当組合より対象者のいる世帯宛に一括送付することとし、特定保健指導利用券は健診結果に伴う該当者の選定後、速やかに当組合にて随時発券し、対象者へ個別に送付します。

なお、特定健康診査受診券・特定保健指導利用券の配布後に紛失等があった場合には、随時、再発行を行い、対象者へ個別に再送付します。

## 6. 代行機関

当組合では、医療機関、健診機関、保健指導機関等からの特定健診等に要する費用の請求・支払い事務等を円滑に行うため、代行機関として京都府国民健康保険団体連合会に以下の業務を委託します。

■ 費用決済処理業務

(※ 点検・資格確認、全国決済処理、費用決済処理、過誤調整、支払代行 等)

■ 共同処理業務

(※特定健康診査受診券・特定保健指導利用券の作成、特定健診・特定保健指導データ管理、特定保健指導対象者の階層化・抽出、評価・報告業務、各種統計資料・実施計画策定資料の作成 等)

■ マスタ管理業務

(※ 健診機関マスタ管理、被保険者管理マスタ、保険者管理マスタ、金融機関マスタ管理 等)

## 7. 年間スケジュール等

特定健康診査等基本指針第3条第3項6の規定に基づき、年間スケジュール(概要版)を以下のとおり定めます。また、今後の国の法改正や指針の見直し、実施すべき時期や業務上の都合、実施上の不都合等の見直し、計画目標の達成状況を考慮し、必要にあわせてスケジュール等の見直しを行うものとします。

【年間スケジュール】

|          | 前年度   | 当年度              |       |                        |       | 翌年度       |       |
|----------|-------|------------------|-------|------------------------|-------|-----------|-------|
|          | 1～3 月 | 4～6 月            | 7～9 月 | 10～12 月                | 1～3 月 | 4～6 月     | 7～9 月 |
| 周知・案内    |       | 周知・案内（適宜、継続して実施） |       |                        |       |           |       |
| 受診券発券・案内 |       | 一括交付（案内）随時、再発行   |       |                        |       |           |       |
| 特定健康診査   |       | (12 月末)          |       |                        |       |           |       |
| 利用券発券・案内 |       | 対象者出現時、随時、発券・案内  |       |                        |       |           |       |
| 特定保健指導   |       | (3 月末)           |       |                        |       |           |       |
| 事業評価・報告  |       |                  |       | 速報値（仮評価）               |       | 事業評価・法定報告 |       |
| 事業の見直し   |       |                  |       | 評価結果に伴う計画の見直し、次年度計画の策定 |       |           |       |

特定健康診査実施期間は原則5月1日～12月31日までとします。  
ただし、受診券を再発行することにより翌年3月31日まで受診可能とします。

## 第7章 個別保健事業計画

### (1) 特定健診受診率・特定保健指導利用率向上対策

特定健診の受診率向上により被保険者の健康保持・増進を図ることを目的に、被保険者への広報等の強化・受診環境の整備・個別または集団に対する受診勧奨を実施します。

また、特定保健指導実施率の向上を目的に、被保険者への広報の強化・保健指導利用環境の整備・個別利用勧奨を実施します。

| 目標     | 特定健診受診率目標値の達成、特定保健指導実施率目標値の達成                                     |               |           |           |           |           |           |           |
|--------|-------------------------------------------------------------------|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 対象者    | 特定健康診査対象者（未受診者）、特定保健指導対象者（未利用者）                                   |               |           |           |           |           |           |           |
| 実施内容   | 受診環境（受診機関・健診内容等）の整備、広報等の強化、<br>個別・集団に対する受診勧奨（文書、架電勧奨等）、対象者情報の管理強化 |               |           |           |           |           |           |           |
| 実施体制   | 主体：京都府衣料国民健康保険組合 協力：関係団体、委託事業者 等                                  |               |           |           |           |           |           |           |
| 評価項目   | 評価指標                                                              | 基準年度          | 目 標 値     |           |           |           |           |           |
|        |                                                                   | 基準年度<br>R4 年度 | R6 年度     | R7 年度     | R8 年度     | R9 年度     | R10 年度    | R11 年度    |
| アウトカム  | 特定健診<br>受診率                                                       | 65.9%         | 70%<br>以上 | 70%<br>以上 | 70%<br>以上 | 70%<br>以上 | 70%<br>以上 | 70%<br>以上 |
| アウトカム  | 特定保健指導<br>実施率                                                     | 14.9%         | 30%<br>以上 | 30%<br>以上 | 30%<br>以上 | 30%<br>以上 | 30%<br>以上 | 30%<br>以上 |
| アウトプット | 特定健診<br>受診勧奨実施率                                                   | 実施            | 100%      | 100%      | 100%      | 100%      | 100%      | 100%      |
| アウトプット | 特定保健指導<br>利用勧奨実施率                                                 | 未実施           | 50%       | 50%       | 50%       | 50%       | 50%       | 50%       |

## (2) 疾病予防事業

被保険者の疾病予防（早期発見・重症化の予防）や健康意識の向上を目的に、人間ドックや集団健診、郵送によるがん検診等（肺がん、子宮頸がん、大腸がん、胃がん、前立腺がん、C型肝炎、歯周病リスク検査）にかかる費用の全部または一部補助ならびに被保険者の感染予防・重症化予防を目的に、インフルエンザ予防接種にかかる費用の補助を実施します。

| 目標     | 疾病予防（早期発見・重症化の予防）、健康意識の向上                                                                                                                      |               |      |      |      |      |       |       |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|------|------|------|------|-------|-------|
| 対象者    | 人間ドック・ミニドック・脳ドック・肺がんドック（40才以上）<br>歯科健診（35才以上）<br>郵送がん検診（30才以上・子宮頸がんのみ20才以上）<br>インフルエンザ予防接種（0才～64才）<br>子宮頸がん予防接種（10才～49才の女性）<br>带状疱疹予防接種（50才以上） |               |      |      |      |      |       |       |
| 実施内容   | 案内状の送付、広報等の強化、受診環境の整備                                                                                                                          |               |      |      |      |      |       |       |
| 実施体制   | 主体：京都府衣料国民健康保険組合 協力：関係団体、委託事業者 等                                                                                                               |               |      |      |      |      |       |       |
| 評価項目   | 評価指標                                                                                                                                           | 基準年度<br>R4年度  | 目標値  |      |      |      |       |       |
|        |                                                                                                                                                |               | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 |
| アウトプット | 人間ドック                                                                                                                                          | 140人          | —    | —    | —    | —    | —     | 140人  |
|        | ミニドック                                                                                                                                          | 16人           | —    | —    | —    | —    | —     | 16人   |
|        | 脳ドック<br>（単独+併用）                                                                                                                                | 45人           | —    | —    | —    | —    | —     | 45人   |
|        | 歯科健診                                                                                                                                           | —             | —    | —    | —    | —    | —     | 実施    |
|        | 郵送<br>がん<br>検診                                                                                                                                 | 子宮頸がん         | 5.1% | —    | —    | —    | —     | 5.5%  |
|        |                                                                                                                                                | 肺がん           | 4.7% | —    | —    | —    | —     | 7.0%  |
|        |                                                                                                                                                | 消化器           | 6.9% | —    | —    | —    | —     | 9.0%  |
|        |                                                                                                                                                | 胃がん           | 6.1% | —    | —    | —    | —     | 7.5%  |
|        |                                                                                                                                                | 前立腺がん         | 6.5% | —    | —    | —    | —     | 8.5%  |
|        | インフルエンザ<br>予防接種助成<br>金申請率                                                                                                                      | 13.5%<br>(R5) | —    | —    | —    | —    | —     | 15%   |
|        | 带状疱疹<br>予防接種                                                                                                                                   | —             | —    | —    | —    | —    | —     | 実施    |

本事業については、事業実施できることを目標とするため、年度ごとの目標値の設定は行わず最終年度の目標を設定する。



### (3) 健康づくりにかかる取り組み

被保険者の健康意識向上ならびに健康保持増進を目的に、健康図書等の配布や出産世帯に対する育児健康冊子の配布を継続的に実施します。

| 目標     | 健康意識向上ならびに健康保持増進                 |               |       |       |       |       |        |        |
|--------|----------------------------------|---------------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 対象者    | 全被保険者（一部、出産世帯等の対象者に限る）           |               |       |       |       |       |        |        |
| 実施内容   | 育児・健康図書、健康啓発リーフレット等の配布           |               |       |       |       |       |        |        |
| 実施体制   | 主体：京都府衣料国民健康保険組合 協力：関係団体、委託事業者 等 |               |       |       |       |       |        |        |
| 評価項目   | 評価指標                             | 基準年度<br>R4 年度 | 目 標 値 |       |       |       |        |        |
|        |                                  |               | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 | R10 年度 | R11 年度 |
| アウトプット | 配布割合                             | 100%          | 100%  | 100%  | 100%  | 100%  | 100%   | 100%   |

### (4) 禁煙外来にかかる費用助成

被保険者の喫煙リスクに対する健康課題の意識付けおよび行動変容を目的に、喫煙の健康への影響に関する正しい知識を周知するための広報の強化、禁煙治療にかかる自己負担金の全額補助等による被保険者の禁煙サポートを実施します。

| 目標     | 健康意識の向上と健全な医療保険制度の運営                   |               |       |       |       |       |        |        |
|--------|----------------------------------------|---------------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 対象者    | 20 歳以上の被保険者（喫煙者）※健診受診結果（問診票回答）より対象者を特定 |               |       |       |       |       |        |        |
| 実施内容   | 広報の強化、禁煙治療に伴う費用助成                      |               |       |       |       |       |        |        |
| 実施体制   | 主体：京都府衣料国民健康保険組合 協力：関係団体、委託事業者 等       |               |       |       |       |       |        |        |
| 評価項目   | 評価指標                                   | 基準年度<br>R4 年度 | 目 標 値 |       |       |       |        |        |
|        |                                        |               | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 | R10 年度 | R11 年度 |
| アウトカム  | 利用者数                                   | 0 人           | 3 人   | 3 人   | 4 人   | 4 人   | 5 人    | 5 人    |
| アウトプット | 案内割合                                   | 100%          | 100%  | 100%  | 100%  | 100%  | 100%   | 100%   |

### (5) 後発医薬品使用促進事業

ジェネリック医薬品のさらなる使用促進により医療費（薬剤費）の軽減を目的とし、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の薬代の軽減が一定以上見込まれる被保険者に対し、自己負担額の軽減例を通知します。

| 目標     | ジェネリック医薬品普及率（数量ベース）の向上、国が示す目標値の達成。    |               |       |       |       |       |        |        |
|--------|---------------------------------------|---------------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 対象者    | 全被保険者（一定の自己負担額軽減額、対象医薬品を処方された被保険者）    |               |       |       |       |       |        |        |
| 実施内容   | 年４回（６月・９月・１２月・３月）、自己負担額の軽減例通知書等を送付する。 |               |       |       |       |       |        |        |
| 実施体制   | 主体：京都府衣料国民健康保険組合 協力：関係団体、委託事業者 等      |               |       |       |       |       |        |        |
| 評価項目   | 評価指標                                  | 基準年度<br>R4 年度 | 目 標 値 |       |       |       |        |        |
|        |                                       |               | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 | R10 年度 | R11 年度 |
| アウトカム  | 普及率                                   | 75.05%        | 80%   | 80%   | 80%   | 80%   | 80%    | 80%    |
| アウトプット | 送付回数                                  | ４回            | ４回    | ４回    | ４回    | ４回    | ４回     | ４回     |

## （６）医療費通知

被保険者が当事者として健全な医療保険制度の運営に関心を持ち続けるための取り組みを継続的に実施していくことが必要であることから、自身の医療費を把握していただくことを目的に、医療機関の受診状況ならびに医療費を記載した医療費通知を送付します。

| 目標     | 健康意識の向上と健全な医療保険制度の運営             |               |       |       |       |       |        |        |
|--------|----------------------------------|---------------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 対象者    | 全被保険者（医療機関等を受診した被保険者）            |               |       |       |       |       |        |        |
| 実施内容   | 年６回、医療費通知書を送付                    |               |       |       |       |       |        |        |
| 実施体制   | 主体：京都府衣料国民健康保険組合 協力：関係団体、委託事業者 等 |               |       |       |       |       |        |        |
| 評価項目   | 評価指標                             | 基準年度<br>R4 年度 | 目 標 値 |       |       |       |        |        |
|        |                                  |               | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 | R10 年度 | R11 年度 |
| アウトプット | 送付回数                             | ６回            | ６回    | ６回    | ６回    | ６回    | ６回     | ６回     |

## （７）ヘルスケアポイント

メタボ予防、がんの早期発見に有効な健診事業にインセンティブ制度を導入し、対象健診の受診者に対し、ヘルスケアポイントを進呈、ポイント数に応じて健康グッズに交換する。

| 目標     | 向上意識の向上                        |               |       |       |       |       |        |        |
|--------|--------------------------------|---------------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 対象者    | 健診事業毎の対象者                      |               |       |       |       |       |        |        |
| 実施内容   | 年度内の対象健診受診者に対し、ポイント数、グッズ案内を送付。 |               |       |       |       |       |        |        |
| 実施体制   | 主体：京都府衣料国民健康保険組合 協力：委託事業者      |               |       |       |       |       |        |        |
| 評価項目   | 評価指標                           | 基準年度<br>R4 年度 | 目 標 値 |       |       |       |        |        |
|        |                                |               | R6 年度 | R7 年度 | R8 年度 | R9 年度 | R10 年度 | R11 年度 |
| アウトプット | ポイント<br>進呈率                    | 100%          | 100%  | 100%  | 100%  | 100%  | 100%   | 100%   |

## 第8章 計画の評価・見直し

本計画における目的および目標の達成状況については、「7.評価方法の設定」に定めた指標ならびに「個別事業計画」に定めた各数値目標や評価方法の設定等に従い、京都衣料国民健康保険組合において評価を行います。

本計画の見直しは、設定した評価指標に基づき、2026年度(令和8年度)に中間評価を行い、最終年度となる2029年度(令和11年度)に最終評価を行います。

## 第9章 計画の公表・周知

本計画は、広報誌へ掲載するなど、広く被保険者や保険医療関係者等が容易に知り得るように公表・周知します。また、保健事業の実施・実績や改善状況、事業目標の達成状況等の公表に努め、本計画の円滑な実施、目標達成等について広く意見を求めるものとします。

## 第10章 事業運営における留意事項

本計画に伴う保健事業の実施には、医療機関や委託事業者等の関係機関との連帯体制を確立し、計画の円滑な推進を図ることに留意します。

## 第11章 個人情報の取り扱い

### 1) 個人情報保護法および同法に基づくガイドライン等の遵守

個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)およびこれに基づくガイドライン、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」(平成29年5月30日適用)、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」(平成17年4月1日厚生労働省)等を遵守するよう周知徹底を図り管理指導を行い推進することとします。

また、当該事業にかかる業務を外部に委託する際も同様に取り扱われるよう、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を委託契約書に定めるとともに、委託先の管理・監督を行うものとします。

### 2) 守秘義務規定の周知徹底

「国民健康保険法」および「高齢者の医療の確保に関する法律」に規定されている守秘義務規定について、周知徹底を図るものとします。

### 3) 記録の保存方法等

特定健診・特定保健指導の実施結果は、標準的な電子データファイル仕様に基づく電子ファイルの形態で、健診・保健指導機関や他の医療保険者等から提供され、代行機関である京都府国民健康保険団体連合会の特定健診等管理システム内にデータベース形式で整理・保管を委託します。

特定健診・特定保健指導の記録については、保存期間を記録の作成の日の属する年度の翌年度から原則 5 年間とし、当組合の被保険者でなくなった場合は、当該資格を喪失した日の属する年度の翌年度末までを保存期間とします。

また、保存年限を経過した後の取り扱いについては、原則として記録・データ等の廃棄または消去とします。

#### 4) 国や関係機関等への報告

特定健診・特定保健指導について、国や関係機関等への報告にあたっては、データを統計的に処理し、個人が特定できないよう個人情報を匿名化したうえで提供します。

また、本計画の策定・評価等のため、特定健診・特定保健指導の結果や記録等を利用する場合は、個人が特定できないよう個人情報を匿名化するとともに、必要な情報の範囲に限定し、データの集計・分析を行うものとします。

## 第 12 章 その他、留意事項

保健事業の運営にあたっては、特に次の事項に留意します。

#### 1) 特性に応じた事業運営

保険者は、加入者の特性や産業・地域の特性、医療費の傾向等の分析を行うとともに、加入者のニーズを把握し、分析の結果を踏まえて優先順位や課題を明らかにし、保険者の特性に応じた効果的かつ効率的な保健事業を行うよう努めること。

#### 2) 保健事業の担当者

委託事業者を活用した保健事業を実施する際には、医師・歯科医師・薬剤師・保健師・看護師・管理栄養士等の生活習慣病の予防等に関し、知識および経験を有する有資格者をもって充てること。

また、担当者の資質の向上のため、加入者の生活習慣病の改善等に向けた取り組みの目的および内容を理解させ、さらに知識および技術を習得するため、定期的な研修を行うこと。その際には、効果的な研修を行うため、他の保険者等と共同して行うことも有効であること。

#### 3) リーダー的人材の育成

保健事業を実施する直接の事業担当者のほかにも、職域および地域のそれぞれにおいて、当組合による保健事業の目的および内容を理解し、個々の被保険者の保健事業への積極的な参加を呼びかけ、生活習慣の改善等に向けた取り組みを支援するリーダー的な人材の育成に努めること。

#### 4) 委託事業者の活用

よりきめ細やかな保健事業を行うために委託事業者を活用することも可能であること。その際は、事業の効率的・効果的な実施が行えるよう、保健や医療に関する専門家を有するなど、一定の水準を

満たしかつノウハウを有する事業者を選定し、委託すること。また、委託を行う際には、事前に委託業者との間で保健事業の趣旨や被保険者への対応について十分に協議を行い、共通の認識を得ておくこと。

#### 5) 健康情報の継続的な管理

健康情報を継続的に管理することは、被保険者の健康の自己管理に役立ち、疾病の発症および重症化の予防の観点からも重要であること。健康情報の管理については、健康の自己管理の観点から本人が主体となることが原則であるが、保険者は健康診査の結果、保健指導の内容、主な受診歴等の個々の被保険者にかかる健康情報を、少なくとも5年間継続して保存および管理し、必要に応じて活用することにより、被保険者による健康の自己管理および疾病の発症や重症化の予防の取り組みを支援するよう努めること。

#### 6) 事業主との関係

保険者は、十分な保健事業を実施することができるよう、事業主または事業主の代表等に対し、保険者または事業所ごとの健康状況や健康課題を客観的な指標を用いて示すことなど、保健事業の必要性についての理解を得るよう努めること。保険者が行う保健事業は、事業主が行う福利厚生事業や安全衛生法に基づく事業と密接な関係があり、保健事業の実施にあたってはそれぞれの役割分担を含めて十分な調整を行うとともに、効率的な実施に努めること。また、被保険者の健康水準の維持・向上に役立てるため、例えば、「高齢者の医療の確保に関する法律」第二十七条第二項および第三項の規定に基づき、40歳以上の被保険者にかかる労働安全衛生法に基づく健康診断の結果の提供を求めるとともに、40歳未満の被保険者にかかる健康診断の結果についても、本人の同意を前提に提供を事業主に依頼するなど、労働安全衛生法に基づく事業との積極的な連携に努める。

京都府衣料国民健康保険組合

保健事業実施計画（データヘルス計画）

特定健康診査等実施計画

令和6年3月

住 所： 〒604-8175 京都市中京区室町通御池下る円福寺町  
342-3

連絡先： TEL. 075-229-3322 FAX. 075-229-3663